

## 第9回西和賀町議会定例会

令和2年9月10日（木）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

細井町長並びに柿崎教育長より説明員として出席する旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

日程第1、昨日に続いて一般質問を行います。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

一般質問は2日目ですが、念のため申し上げます。質問者の質問時間は30分と制限があります。制限時間5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。議員におかれましては、通告外の質問はできませんので、併せてお願いをいたします。

それでは、決定しております登壇の順序に従い質問を許します。

登壇順5番、高橋和子君の質問を許します。

高橋和子君。

4番 おはようございます。高橋和子でございます。今日は、非常に天気もいろいろで、秋かなというふうな空気が漂っております。今日もまた、議場がリンドウや菊など、花卉農家の皆さんのご協力、とても気持ちよく質問ができる気がいたします。

早速質問に入らせていただきます。私からは、今回もコロナ中心に通告をしております。終息するかと思っても、なかなか終息しないしたた

かなウイルスのようでございます。2波あたりには、岩手県にも来るかなと思っておりましたら、やはりやってまいりました。西和賀町でも、この議会でも町長をはじめ皆さんからお話あるように、本当に気持ちを引き締めながら取り組んでいかなければならないと思っております。

私もかつて保健活動をやった人間ですので、予防という観点からいろいろ考えるわけですが、非常に捉えどころのない、またウイルスの形が変化していく、そしてまた自身では増殖できないけれども、人の細胞に入ってどんどん増殖するという極めて大変なウイルスだなと思っております。

全く見えないわけですから、誰に、どこにくっついて入ってくるか分からないし、既に来ているかもしれないのですが、このウイルスの特徴としては、症状がないという、そういうところで、しかも症状がないのに感染していくと。そして、だんだん分かってきたのは、唾液腺に入って増殖して、口、喉と広がってうつしていくということが分かったということでございますが、ワクチンもなかなか困難だというマスコミの話があるようです。

ですから、やはりこれまで注意してきたマスクや手洗い、うがい、3密を避けると、そういうことが基本で、これまでも日本は世界にもまれな形でばっと広がらないという、そういう状況だと思いますけれども、そういったところを本当に基本として取り組んでいかなければならないのだろうと思います。

しかしながら、いろいろな場面ではそういったことさえもきちんとやりにくいという場面、場面もあるわけでございますので、行政として

はそういったところに注意しながら取り組んでくださっていると感じております。

最初でございますが、①といたしまして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による町内の医療機関の減収はどの程度なのかということをお尋ねしたいし、そういったところへの手当てはどうなっているのかなということをお尋ねしたいと思います。

議長 細井町長。

町長 おはようございます。2日目です。よろしくお願いたします。

ただいま和子議員さんのほうからの質問ですが、新型コロナウイルスということで、まずは町内医療機関の減収等についての対応についてですが、これについて担当課長のほうから答弁申し上げます。

議長 病院事務長。

病院事務長 おはようございます。まず初めに、西和賀さわうち病院の状況からお答えいたします。

減収がどの程度かとお尋ねではありますが、仮に減収になっているとすれば、その最大の原因というのは患者数の落ち込みによるものと思われれます。ただ、それが新型コロナウイルス感染症の影響による落ち込みなのか、あるいはその他の要因なのかということについて、少なくとも当院の場合は明確に理由づけすることは難しいのではないかと考えております。

こうした前提条件の上で状況を申し上げますと、患者数に関しては今年1月から7月までの実績ですが、外来患者数は歯科も含めて1万6,604人でした。前年の同じ時期は1万7,648人でしたので、人数でマイナス1,044人、率だとマイナス5.9%となっております。入院患者数では、同じように今年の1月から7月までの延べ患者数が4,930人となっているのに対し、前年は5,963人で、人数でマイナス1,033人、率ではマイナス17.3%と、大きく落ち込んでいることが分かります。

一方、収入のほうはどうなっているのかと申しますと、外来が減少額で200万5,000円、マイナス1.4%にとどまっておりますし、入院分に至っては逆に582万9,000円、4.2%の増収に転じております。この入院分の増収は、4月から算定を始めた地域包括ケア病床の入院料の単価が大きく上がったことが要因であります。いずれにいたしましても新型コロナウイルスの感染拡大と当院における収益の状況に今のところは明確な因果関係を見いだせないというのが現在の状況ではないかと認識をしているところでございます。

以上です。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 おはようございます。健康福祉課からは、町内の民間医療機関の減収や、それから補償についてお答えをしたいと思います。

町内の医療機関の減収状況の把握につきましては、インフルエンザやウイルス性の胃腸炎等の感染症が流行している時期により、前年度の同時期と比較するのは難しいと考えておりますが、各医療費の助成の実績額について、今年の2月から6月までの期間と昨年を比較したところ、約6%ほど減少しておりました。医療助成の受給額は、人口減少に応じて約2%減少しておりますので、医療費の助成の減少が全て新型コロナウイルス感染症が影響しているとは言えませんが、町内の医療機関において昨年度よりは減収していると認識をしております。

また、医療機関への減収に対する補償については、補償制度というのはありませんので、まず医療機関という特別なものに対してはないので、減収額が大きい場合には国や町が実施している持続化給付金の制度の活用をしていただきたいと思います。

また、岩手県が実施しております医療機関への支援策として、感染拡大防止に対する経費への補助や、それから医療従事者への支援策として慰労金の支給制度がありますので、岩手県が

らまず各医療機関のほうに通知をされて、それぞれの医療機関のほうで申請手続を進めているということを伺っております。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 お伺いすると、それほど顕著な減収は見られないということで、ほっとしておりますが、減収若干あるということは、やはり経営者にとっては大変な方向に向かっているのかもしれないので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、その次に2番目に参りたいと思います。2番目は、医療機関や介護施設、福祉施設、保育所（園）、学校など、集団感染のリスクが高い施設の職員や出入り業者への定期的なPCR検査の必要性が論じられております。県内の状況をどのように把握されているのか、併せてそういった必要性があるのかないのか、町として検討されている内容があればご説明をお願いいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 医療機関、介護施設、福祉施設、保育所、学校などの集団感染のリスクが高い施設の職員や出入り業者への定期的なPCR検査の必要性についてお答えをします。

これまで、まず岩手県では感染症の疑いのある方を対象として実施する行政検査の体制の拡充を最優先に整えてきたところです。岩手県内のPCR検査は、岩手県環境保健研究センター、そして盛岡の臨床検査センターなどで、8月末現在で1日に864件の検査体制を整えたとお聞きをしております。

岩手県では、まず感染症の疑いのある方、それから感染者が発生した場合においては、濃厚接触者や接触が疑われる方を対象に積極的にPCR検査を今現在は実施している状況になります。

町として、今後PCR検査の定期的な検査につきましては、今回8月28日の日にインフルエ

ンザ等が発生した場合に検査の拡充をということで、政府のほうで対策パッケージを発表されましたので、今後の取組が国のほうで進められてまいりますので、それに応じて県の取組、そして町の取組という形で、その動向を注視しながら町のほうでは検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 現在のところ、それほど逼迫した状況にはありませんので、そういう必要性という声もそういった施設から出ているというわけではないのだろうとお察しします。しかし、これからどういうふうなことになってくるのか、ご答弁にあったように感染が疑われるということになってくると、濃厚接触通じながら、そういったリスクの高いところとの関連というのはきちっと把握しなければならないと思いますが、そういったところの各施設との話し合いもなされていると思いますが、そういった状況をお伺いしたいと思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 感染リスクが高いということで、国のほうでも集団感染、クラスターが発生するということで、まず高齢者施設や医療機関ということでお話がされております。今国のほうでは、基本的には感染拡大地域での医療機関や高齢者施設に勤務する方については、全員を対象とした検査、例えばその施設内で発生した場合は全員検査すべきですということで、国のほうではそういう方針が出されておりましたので、それに準じて町のほうで感染拡大した場合には、まず早急に対応していきたいと考えております。

しかしながら、定期的な検査ということになりますと、まず1つはその検査体制が整わなければ定期的な検査ができないということで、関東方面のほうでは定期的な検査の体制が整えられて、実際今定期検査されている自治体もあるとお伺いしておりましたので、まず検査体制が

県を挙げて整うような方向性にいければ、町としてもそちらのほうの定期検査についても考えていきたいなどは考えておりますが、このPCR検査の定期的な検査については、特に医療機関や、それから高齢者施設等との協議はまだしていない状況にあります。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 状況が逼迫しておりませんで、そうかなと思います。

次のところも関連したような感じではございますけれども、もしもということの一步踏み込んだ話にはなるのではないかなと思いますけれども、町内の福祉法人に対して、施設内で感染者が確認された場合に、ベッドの確保の指導が国や県からあるようにも聞きましたので、その辺ちょっと確かめたいと思います。

これらの福祉法人は、小規模施設でございますので、マスク、消毒薬や防護服が不足すると思われる。その対応や、併せて人的な不足も大きな問題となるのだろうと考えます。どのような対応で感染拡大を防ぐのか、協力や連携も構築しておく必要があるのではないかなと思います。そういった指導があるのかなのか、もしあるとすれば、またいろいろ考えなければならぬと思いますし、ないにしてももしもということでそういった連携は取られているのかなと思いますが、その実態、現時点の状況をお知らせください。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 町内の福祉法人内で感染者が確認された場合のベッドの確保について、国や県から指導があるかということですが、まず町内の福祉法人内で感染者が確認された場合につきましては、岩手県においては今現在感染者の受入れの医療機関の調整を県のほうで行いまして、感染者はまず原則医療機関に入院する予定となっております。しかしながら、濃厚接触者や、それから感染が疑われる方については、

施設内に一定の期間とどまることが想定されるということで、まず感染者の専用のベッドの確保について、国や県から指導までは来ていませんけれども、各施設において感染が疑われる方の居住スペースと、それから感染が疑われない方の居住スペースを分けるなどの想定をした取組を検討してほしいという話で伺っております。町としましても、入所系の施設の方を対象に、ゾーニングということで施設を分けるということ、スペースを分けることについて、町としては一応専門の方をお呼びして、ちょっと講習会のほうを開催させていただいております。

あと、マスクや消毒薬、それからそれらの感染対策の物品につきましては、現在各施設において一定程度の物品のほうを備蓄しているとお聞きしておりますが、感染症が拡大して不足が発生した場合においては、岩手県において物品を備蓄していただいておりますので、岩手県に対して必要な数について要望してまいりたいと考えております。

あとは、人的な部分の不足につきましては、現在提供しているサービスや法人内での応援体制を検討していただきたいと現在考えておりますし、岩手県において県内の施設で応援職員を派遣する体制の整備が検討されておりますので、その検討状況を注視しているところになります。

あと、法人のほうから要請があった場合につきましては、町から岩手県に対して感染管理の認定を受けた医師や看護師などで構成するいわて感染制御支援チームということで、ICATさんという方々がいらっしゃいますので、その職員の方々の派遣を要請したいと考えております。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 もしもの話ではございますが、いつ発生するか分からないというところもあって、本当にじれったい話ではあります。この施設内に濃厚接触者、感染が疑われる方を一定期間とどめ

るというのは、本当はとどめないほうがいいと思います。どこか場所をあれして、速やかに施設から、そういうウイルスがついているというか、感染が心配な方がいらっしゃるときは、やはり速やかに別なところへ移動していただくというふうにしないと、絶対私は広がると思うのです。

だから、陽性者が出て、濃厚接触者、そういう方々、やっぱり速やかにそういう場所を確定しておいてしないと、こういう小さいところでは抑えが利かなくなるし、施設としても対応が、幾ら練習したり、訓練したり、いろいろ話し合ったりしてみても、その場になるとなかなか困難なので、そういったところをいま一度、もしものことに備えて場所の設定をしておいたほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 高齢者施設内において、ひとまずは今施設内に専用のスペースを講じていただきたいということで、今お願いをしているような状況にはなります。そのために、今回の議会の補正予算のほうで計上させていただいているのですけれども、簡易陰圧装置の設置につきましても施設のほうから要望がありましたので、そちらのほうを計上させていただいて、まず感染リスクを下げながら、施設内で一定期間というよりも、検査をしてすぐ出ればいいのですけれども、今検査体制によっては翌日になる場合もありますので、1日から2日程度ということになりますので、その期間とどめていただくということになります。ですので、本当に一定期間、1日か2日程度を施設内でということで、今現在は考えているところです。

また、施設のほう、例えば町として施設をどこか簡易にと考えたときに、高齢者の方々ですとそれぞれに介護が必要で、またベッドや、それから医療体制、例えば中には胃ろう等の医療の処置が必要な方もいらっしゃいますので、その部分を総合的に判断して、町として今どのよ

うな施設があって、それができるかというところは、今後検討してまいりたいとは考えておりますが、今段階ではちょっと難しいかなと考えているところです。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 もっともではございます。しかし、一緒に重症化しやすいというふうなこともありますので、感染してくると、そういった非常に重症化しやすいというような部分もありますので、その辺は今総合的な判断でということですが、またいろいろ状況を踏まえながら、よりよい方法を講じていただければと思います。

本当に心配なことではありますけれども、きちんと対応して、非感染者の方ときちんと離す、そしてそれなりの介護をきちっとやっていくということ、やはり大変なことを想定しながら、何回もお互いに町も入って話合いを重ねながら、こういうときはどうだろうと、現場からすればまたいろいろな、もっと違った不安が出てくるのではないかなと思いますが、また感染、非感染のそういった状況を十分学習されない方々が携わる場合もありますので、そういった部分でも教えながらというか、学習してもらいながら、コロナの特徴といいますか、何をどうすることが大事なのかということも学習してもらいながら、この際進めていただければと思います。この点につきましては、これで終わりたいと思います。

その次でございますが、5番目ですが、国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付されて、感染症拡大の影響を受けている事業者や住民に対し、給付が行われているところでございます。現時点で該当する方に対し、滞りなく実施されているのかということでは、ふらっとお伺いしました。それぞれの課にまたがることございまして、大変申し訳ないのですが、お話しいただくこととしては、行政が取り組む事業は、そういう予算については

順次実施されると思いますので、触れていただかなくても結構ですが、町民に対しての支給、支援されることに関しての状況をお伺いしたいなと思います。

特に観光商工課の6月にもいろいろこういう事業をしますとお話いただきました経済対策、県の事業に上乘せするものがありました。3,000万円、8,000万円ということで、3年間無利子というお話がございました。そういった該当するところがあって、支援されているのか。

また、持続化給付金について、これも上乘せして30%減収からということで、国や県が50%と言っているところ、町としては30%減収からということで取り組むというお話でございました。

それから、飲食応援券についても実態を、大まかで結構でございますので、ご説明をお願いいたします。

それから、新ビジネスチャレンジにつきましては、昨日同僚議員が詳しくお尋ねしておりますので、今日は省いても結構です。

そういったところと、あと農業関係が6月では十分把握できない部分もありましたので、その後の支援策、交付されているものがあると思いますので、その点についてお伺いしたいなと思いますし、その他の課につきましては、この際ご説明いただける課がありましたら、お願いしたいと思います。

議長 町民課長。

町民課長 住民に対する給付ということで、まずは町民課のほうから特別定額給付金について説明いたします。

対象世帯2,273世帯、5,443人に対して、給付されたのは2,269世帯、5,437人、総額5億4,370万円となりました。未支給の4世帯の6人の内訳は、辞退が1世帯、住所はあるが、連絡先が最後まで不明であったというのが1世帯、居住は確認されておりますが、未申請となったのが2世帯でございます。

(居住が、ごめん最後の声)

町民課長 居住は確認されているのですけれども、最終的に未申請だったという方。

(申請していないの声)

町民課長 ええ、それが2世帯ということですよ。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、私のほうからは、様々な経済対策を取っておりますので、ご質問に即して答弁をさせていただきたいと思います。

まず、西和賀町版の持続化給付金につきましては、これは9月7日現在の状況で、申請者数につきましては89事業者、内訳といたしましては法人が31事業者、個人事業者としましては58事業者、合わせて89と。それに対しまして、支給実績でございますけれども、これも同じく9月7日現在になります、76事業者、法人が28事業者、個人が48事業者となっております。

それから、様々今ご質問ありましたので、まずはちょっと今お話は出ませんでしたけれども、家賃補助がございまして、これは県との連携事業の中で、家賃の2分の1のうち、半分を町と県がそれぞれ持って、最大3か月間支給するものでございますが、申請につきましては、これは8月31日付で4事業者からございました。全て支給は終わっております。

それから、応援券につきましては、全て販売は終わっておりますが、これはちょっと8月25日現在になりますけれども、換金の状況を見ますと1,385万6,000円となっております。総額4,500万円といった事業ですので、うち1,385万6,000円が換金となったということです。もしかすると、まだ事業者さんのところに券があって、換金されていないものもあろうかとは思いますが、そういった状況でございます。

それから、信金さんも含めて、融資の話でございます。これは、給付ではなくて、あくまで県の8,000万円、3,000万円という現在は3,000万円ではなくて4,000万円に上がっておりますけれども、これは融資ですので、あくまで給付金と

して事業主に私どものほうが支給しているわけではなくて、融資をされた場合の金利に対して、私どもがそれを支援しているという事業でございます。一応実績としては押さえておりましたので、ご報告いたします。まず、民間金融機関でございます北上信用金庫さんの実績でございますが、これは8月31日現在となります。融資件数は32件、総額1億968万円でございます。

続きまして、県の貸与資金と対策資金と、ちょっと紛らわしいのがあるのですけれども、町のほうで支援しておりますのは、最大8,000万円まで融資できる事業でございます。その1%について利子補給をしているものでございますが、これも同じく8月31日現在で融資件数としては3件、総額1億4,000万円の融資を行っております。

プレミアム商品券につきましては、全て9月からの発売ではございますけれども、売り切れている状況であるということでございます。

以上です。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 健康福祉課からは、住民に対してということで、子育て世帯への臨時特別給付金の給付状況について説明をします。

子育て世帯への臨時特別給付金は、まず児童手当受給対象児童1人につき1万円を支給する給付金になります。町内に居住する公務員以外の方につきましては、対象が把握できますので、6月15日にまず対象者全員に給付を終了しております。給付金額は342万円になってございます。

また、申請が必要な町内に居住する公務員の方々につきましては、所属している事業所のほうから申請書が配付され、提出の指導があります。町では、申請があった都度審査をしまして、6月25日から順次給付をしております。公務員の方の申請は、まず10月15日を申請期限としておりますので、申請の忘れがないよう、9月下旬から告知放送を通じて勸奨をする予定にな

っております。公務員の方につきましては、9月7日時点で78万円給付をしております。

以上です。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、その後の農業関係の支援についてお答えいたします。

まず、農業関係ですが、6月の議会後、西和賀の主力については米と花卉ということをお願いしましたが、花卉、リンドウ等につきましては幸いなことに値段があまり下がらなかったということでございます。米については、まだこれからですので、分かっておりませんが、その対応については今後していきたいものと考えております。

あと、高収益作物次期作支援交付金という国の交付金がございます。特に春先に価格が下がった部分についての10アール当たり5万円から、ハウスであれば80万円の補助という事業がありますが、これにつきましては漏れるものがないようにということで、農協に出荷している方についても出荷してない方についても、花巻農協が事業主体となって行うことにしております。西和賀町の場合は春先、花農家が2件、野菜農家が1件、シイタケ農家が2件ということで、現在5件の農家が対象になるということで申請作業を行っているところでございます。

牛につきましては、現在の市況は昨年に比べて大体1割ぐらい値段が落ちているという形になっておりますが、これについては前の補正で5万円という金額を出ささせていただいております。現在はそれで賄ってもらっているという状況でございます。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 ありがとうございます。状況が大体分かってまいりましたし、それぞれ各課で御努力されている状況が分かってまいりましたが、観光商工課のほうはたくさん抱えていらして、いろいろご苦労も多いかなと思いますけれども、今

のご報告で大体今後課題となるところはどうか、またまだこういった状況が続くとすれば、経済的な対策というのはまだまだやらざるを得ないような状況にもなってくるかもしれないし、また今支援を受けても持ちこたえられるかどうかというふうな状況もあるのかなのか、まず観光商工課長からそのことをお伺いしたいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 昨日もちょっと一般質問でお話をさせていただきましたけれども、現在に対しては対策を取っているさなかでございますので、最終的には各事業者さんの申告の状況などを見ながら、最終的な結果というのは見えてくるものだろうというふうに考えています。

ただ、私の感覚として見ておりますのは、特にも宿泊産業についてはかなり減収の状況が大きいなというふうに感じております。これは、どうしても3月の宴会シーズンと5月のゴールデンウィーク、もしかするとこのまま行くと秋の紅葉の行楽シーズンについても、ちょっと厳しい状況が続くかもしれないということです。

ただ、国といたしましては、現在G o T oキャンペーンであるとか、県議会のほうでも今お話はいろいろ聞いておりますけれども、県の宿泊クーポン券事業などの継続のお話も出ております。町といたしまして、町外からの資金をしっかりと受け止める形で宿泊事業なども検討しているさなかでございますので、そういった部分ではしっかりと対応していきたいというふうに考えております。

さらに、現在進めている各種事業につきましては、今のような形で検証をしっかりと整えながら、見ながら、判断をさせていただきながら、必要に応じてまた検討させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

議長 高橋和子君。

4番 農業のほうでちょっとお伺いしたいのは、この資料を9月に頂いて、同じのを持っていま

すか。6次産業でヘリオス酒造に対しての消費拡大の取組と、あと西わらびを活用した6次産業化に取り組む事業、産業公社と、あとその下の南部かしわの販売促進、学校給食提供、この辺、ちょっともう少し詳しく説明お願いしたいと思います。

(9月補正の声)

4番 今ご説明できますか。9月補正に出すということね。ちょっと先取りしてはうまくないな。これはやめましょう。補正に出すのね。分かりました。では、そのときよろしくお伺いしたいと思います。

いろいろご説明いただきました。その次でございますが、6番目に新型コロナウイルス感染症に関して、所得が減少した場合に各種税金、国保税とか、あるいはまた水道料金など、公的負担が減免されなければならないと考えます。議会でこのコロナ感染の影響調査を行った際には、固定資産税の減免をお願いしたいという声が複数ありました。そういった点からして、これからだろうと思いますが、配慮されるようにお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

議長 税務課長。

税務課長 それでは、新型コロナウイルス感染症対策に関連した固定資産税の減免についてお答えしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対し、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税の負担を軽減する措置を行います。要件と軽減割合ですが、令和2年2月から10月まで任意の3か月間の売上げが前年の同期と比べて30%以上50%未満減少している場合は2分の1、50%以上減少している場合は全額となります。

なお、この措置は令和3年度の課税分に限定するもので、減収額は全額国費で補填することとなっております。この措置を受けるための申告書の提出は、令和3年1月4日から令和3年



2月1日までとなっていることから、関係機関と連携しながら周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 これは、国のほうでもこういった措置を取るとい方向づけになっているわけですね。これは確実だろうと思います。

国保税の減免や水道料金に関してはいかがでしょうか。

議長 税務課長。

税務課長 それでは、国保税ということですので、私のほうからお答えします。

周知については、広報西和賀等で周知しておりますし、あとは納税通知書に減免のお知らせを同封しているところがございます。あと、現状としましては、9月1日現在国保では9世帯の申請がございました。

以上でございます。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 水道料金については、支払い猶予も減免制度も当方では取っておりません。ただし、このことについてはコロナ発症のときからすぐ対応できるようにということで考えてはいたのですが、現状ではそれらの制度はやっておりません。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 国保の減免は、大体決まっておりますので、申告できない方があれば、やはりお誘いとか、できるのだよということで申請を促して、減免していただきたいなと思いますし、水道に関してはそういう部分がないということであれば、これからも大きな災害が出てくるといことが非常に考えられますので、やはりそういった減免の対応が必要かと思ひます。

そういったところで、私たちもいろいろ提起するということはあると思いますが、内部でもご検討していただいて、そういう措置が取れる

ようにしていただければと思いますが、いかがですか。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 今後の仮定のことについては、今確定的なお話をするにはできませんけれども、状況等を鑑みながら、町民の皆さんが安心して暮らせるような制度創設というのは必要かと思ひっております。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 国保の場合は、高齢者が多いということもありまして、周知しても十分理解せずに申請できないという方もいらっしゃるかなと思ひますので、そういった点への配慮をお願いしたいなと思ひますが、手だてできますか。

議長 税務課長。

税務課長 大変失礼しました。この減免の申請期間といひますか、期限ですけれども、納期限の1週間前までに手続が必要となりますので、これからまだ納期が来ていない部分については、今議員さんおっしゃるとおり、申請があつて初めて減免になりますので、その辺を告知放送等なりで周知しながら、減免できるのだよということをお皆さんにPRしていきたいなというふうにご考慮いたします。

議長 高橋和子君。

4番 よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に移りたいと思ひます。最後でございますが、学童クラブにおいて、室内が狭くて3密を回避することが難しいと思ひますが、どのように御覧になって、ご指導されているかお伺ひします。

議長 教育長。

教育長 それでは、学童クラブの3密の対応についてお答えさせていただきます。

まず初めに、今年度の学童クラブの利用状況につきましてですけれども、湯田、沢内両学童クラブとも平日は13から14人という利用になっておりますし、また夏休み期間中、長期休業中に

なりますけれども、湯田学童クラブが20から23人、沢内学童クラブでは14から15人というふうになっているのが現状です。

そこで、ご質問にあった新型コロナ対応、密に対してどう指導しているかということですが、平日ですが、平日は児童指導員の検温はもちろんなのですが、問診をしながらの健康チェック、それから手洗いと手指の消毒、あと床、棚等の施設の消毒、それからあとはエアコンはついてはいますが、部屋の換気などを行っているということです。また、利用者が多くなっている夏休み期間中についてですが、すぐ隣接しています学校の図書室や体育館などを利用するなどして対応して、密を避けているというようなお話でした。また、熱中症に注意しながらも、外遊びなどをしていますが、その際の状況によって、マスクの有無については検討しているというのが主な指導内容ということになります。

いずれ議員さんのご心配のとおりですが、指導員さんに気を配っていただきながら、感染予防ということでやっていただいておりますので、今後ともちょっと連絡を密にしながら、改善を図っていきたいなと思っております。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 学童クラブのあの建物は、定員何人というのは決まったとおりにしているのか、オーバーになっているのかお伺いしたいです。

議長 教育長。

教育長 基本的には、密を避ける構造にはなっていませんので、どうしても先ほどからある3密の状況は避けられない状況にあるのは事実です。現在のところ、定員29名ということで、1人当たりの基本面積については1.65平方メートルというようなところになっている現状です。

議長 高橋和子君。

4番 子供たちが思い切り遊べる場ということ

は非常に大事で、学童クラブも非常に大事な位置づけであると思いますが、何せコロナは本当に子供たちにも大変大きな影響を与えていると思います。

それにしても、今おっしゃった決められた面積から考えても、あの元気な子供たちがいるには物すごく狭い、あれは見直しが必要だと思っているのですが、予算があるわけではないので、それぞれ学校のほうを利用してということだろうと思いますが、天候もあったり、いろいろで非常に現場は困難な状況だったのだろうなと思います。

今このコロナ禍の中で、またいろいろなものが、思いがけないことも昨日の災害の話もありましたけれども、起きてくるのではないかなと心配をするわけですが、今いろいろお伺いしました医療関係とか福祉関係のことも含めて、町長よりご感想、所感をお伺いしたいなと思います。まだ続くと思いますので。

議長 細井町長。

町長 コロナで大変な状況になっております。

直近のマスコミ等の放送を見ますと、やっぱり治療薬も簡単には出てこない、いろんな状況をクリアしながら出てくると思うのですが、期待したほどすんなりは実現できないというような状況の中で、今進んでいるかなというふうに思います。したがって、そういう中では我々の生活様式をやっぱり新たな体制にして、感染症予防というものを前提に置いた、今まで前例のない、常識の中で日常の生活を組み立てていかなければならないというふうに思います。

また、そこの中で、新しい生活様式の中で、我々は経済活動を進めて、町民がここで生きていかなければいけないという状況の中で、可能な限りの応援とお互いの行動、知恵の出し合い、あるいは協力のし合いの中で、日常の生活を支える、そういう協力関係、信頼関係もつくらなければいけないというふうに思っているところでございます。

また、最後に学校の子供たちの状況についても、学童をはじめこういう状況の中であって、今すぐ施設を改造ということはちょっと無理ですので、すぐ近くにある学校の施設を有効活用する中で、新しい生活様式に対応する、そういうクラブの在り方等も決めて、決め事をつくって、対応していかなければならないというふうに思います。

また、これまでもいろいろ話がありましたけれども、いつ西和賀町に発生してもおかしくないという状況の中で万が一感染された場合に、やっぱり我々自身いつそういう状況に置かれるか分からない中で、やはり誹謗中傷のようなことが起きないように、一人一人がその辺の認識を持って、自分たちが何をやるべきかということに集中して、あまり人を攻撃するような形のない、そういう地域社会であってほしいというふうに願っておりますし、協力をいただきたいなというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 高橋和子君。

4番 これですべて終わりますが、本当に国も非常事態だと言っているように、大変大きな国を左右する、そして町を左右する大きなことではあると思いますが、みんなと一緒に協力し合いながら、お互いに支え合いながら、もしものことがあったら、本当に誹謗中傷なく、そんなことはとんでもないことでございますので、助け合って、これからもみんなでやっていきたいと思っておりますので、町長、副町長はじめ職員の皆さんには、ご苦労さまでございますが、よろしくお願いいたします。

これで質問を終わりたいと思います。

議長 以上で高橋和子君の一般質問を終結いたします。

ここで11時15分まで休憩をいたします。

午前11時01分 休 憩

午前11時15分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順6番、高橋輝彦君の質問を許します。

高橋輝彦君。

6番 皆さん、こんにちは。9月議会、いよいよ一般質問の最後となりました。川尻大吾の高橋輝彦でございます。よろしくお願いいたします。

昨日、今日と、コロナの話題出ております。日本全国コロナ対策ということで、各自、各部署、経験したことのない対応に迫られております。特に病院や福祉施設関連等におかれては、直接命に関わるという圧力、恐怖を感じ、気の休まらない不安で緊張した毎日を過ごしていることと思っております。

そのような空気の渦巻く社会の中で、先ほども町長の話にもありましたけれども、発生してしまっているのが誹謗中傷の被害であります。自分もいつどこで感染するか分からないはずで、にもかかわらず、なぜ他人を攻撃してしまうのでしょうか。もしかすれば、感染症に関する誹謗中傷禁止条例のような条例を制定し、本町からはそのような被害が発生しないような対策が必要なのではないかというふうなことを考えるところもでございます。

いずれ早期にコロナワクチンが完成して、世界中に行き渡るようになることを期待するばかりであります。

今回の私の質問は、県立高校への支援についてであります。町内唯一の県立高校である西和賀高校への支援については、長年にわたって町を挙げて支援をしているところであります。時代の流れに沿いながら、支援内容も充実してきたところであります。そんな中で、今さらなる周囲環境の変化も伴い、大きな転機が訪れていると実感しております。この町における西和賀高校の存在価値、意義については、以前の議会ですら当局よりお話しいただいたとおりでございます。今後の支援内容次第では、さらなる西和賀高校の魅力アップのチャンスであります。その

ような思いで質問してまいります。

まずは、①からです。現在西和賀高校生は、様々な活動のたびに、高校からまちなか交流館まで約2キロを約20分歩いて活用していただいております。往復すれば、約40分要しております。湯本地内を歩く高校生を見ることは、私たちとしては活気のようなものを感じてとてもうれしく思うわけですが、今まで通ってみた当事者たちの実感としては、春とか秋はまだ気分的にもよいのですが、夏の照りつける日や冬の凍てつく日は大分厳しかったようであります。また、道路が狭く、危険を感じる時もあったようにお話を聞いております。

活用は、ほとんど個人の活用ではなく、高校という団体で、町の都合も受け入れてもらっている現状もあるのかなと思っております。今後のまちなか交流館の活用にも影響してくる可能性があるのではないかなというふうに思うこともございます。支援策を講じる必要があるのではないかなとはいうものの、私自身もどのような支援策があるのかなといったときに、なかなかアイデアが浮かばないわけありますので、今後西和賀高校とのそういう対話や意見交換を重ねていただく中で、その中で支援策とか対応策を見だしていく、落としどころを探っていくというふうな姿勢が大事なのではないかなと思っております。ほかにアイデアがあれば別ですが、その辺、どのようにお考えでしょうか。

議長 柿崎教育長。

教育長 それでは、西和賀高校のまちなか交流館の利用等についてお答えさせていただきます。

ただいま議員さんからお話あったのは、そのとおりだなというふうに思っております。

まず、一応確認なのですが、なぜ高校を離れてまちなか交流館で学習するようになっているのかということを確認させていただきますが、西和賀高校の学級減に伴い、教員数も減員となったため、これまで進学や就職の対応をしている先生方が十分支援できなくな

ったということで、課外授業を支援するために、町として、特に学習支援になりますけれども、外部講師を招いての課外授業であったり、それから模試、検定等の受講をまちなか交流館を会場に公営塾事業として実施しているところということで確認しております。

そこで、先ほど学校から交流館まで、お話しのとおり2キロ弱あるということですし、また議員さんの中にも話がありましたが、移動中、高校生と町民双方の挨拶、それから会話等が生まれ、町に活気を与えてくれるという側面もまた同時にあるところです。先日も湯田小学校の校長先生とお会いしたときに、小中学生よりも高校生はきちっと目を見て挨拶してくれる、すごうれしかったですというお話もいただいているとおりのので、町を高校生が歩くという姿も活性化にはつながっているかなというふうに思っているところです。

ただ、議員さんのお話のあるとおり、天候により移動が大変な面は私たちも理解しているところです。これまでも降雪量が多い日などで移動が困難なときには、高校さんと連絡を取り合っ、会場を高校にするとかという配慮をしているところです。

このようないきさつもあってですが、この事業については、まちなか交流館を活用しての支援ですけれども、まず地域に根差した学校づくりをさらに推進していくと考えるときには、またはこれを創設したことを考えるときには、まず移動して学習することが望ましい姿だなというふうに考えているところです。今後も生徒の移動については、学校さんとよくお話をし、できる範囲であれば支援するというような形になるかと思っておりますので、ご理解いただきたいなというところです。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 ありがとうございます。いずれ実際に通っている彼らが今まで通ってみて、それでやは

り何らかのストレスを感じて声になっているのだということでありますので、今後の対応をさらに話し合いをしていただくこと、ご期待申し上げますところでございます。

次に、②に行きます。県立高校再編計画により、1学級減が始まって3年が経過しました。指導教諭が平成29年度17人おられました、令和2年度には12人の配置となっております。県教育委員会の加配措置は6人が減り、1人の措置であります。3年前の県立高校再編計画での県教委の説明では、できるだけその当時のレベル維持に影響のないような支援をしていくのだという回答しておられたというふうに記憶しておりますが、実際にはこの程度であります。これでは、西和賀高校特有の習熟度別授業の継続は困難ではないのかなと思ってございます。

生徒数が減ったとはいうものの、基本的な事務量は同じであります。ふだんの授業以外、何か別の業務をすれば、その分報告業務や附属する事務仕事が増えるわけであります。3年前でも、既に先生方のご苦労はピークが継続しておられました。西和賀高校の最高ランクの魅力の一つが危機的状況にあるのではないかなと思っております。

県教委の支援の手が行き届かない部分は町が何とかしなければならないのではないかなと考えます。とはいうものの、県立高校ですので、町が指導教諭の支援をするということではできないということですので、そうであれば先生方の事務仕事を支えるような支援ができないのかなというふうに考えます。県教委が加配措置の代わりに事務支援をより一層強化するような方針であればよいのですが、その部分についても期待できない空気を感じております。このような状況であるときに、どのような対応を考えるか伺います。

議長 教育長。

教育長 西和賀高校の教員数確保等の対策についてお答えさせていただきます。

今お話があったとおり、西和賀高校は平成30年から1学年2学級が1学級となり、県の教員配置の標準法に基づいての配置がなされ、ここ3年で5名の減となっているのは承知しております。そこで、町では今年度につきましてもきめ細かな指導の実現、それから大学進学への支援に当たる西和賀高校の教員数の維持と確保を要望しているところです。しかし、現状はやはり人的な配置、加配1と、決して多くはないということです。

そこで、町として、さきに答弁したとおり、まちなか交流館を会場とした公営塾事業とか、それから昨日も行われていましたが、出前授業など、多くの事業プログラムを提案し、そして幾らかでもご負担を少なくしているということを検討している、実施しているところです。

さらに、どのようなことが高校のほうで本当に大変なのか、やっぱり調査をしながら、それに合わせた支援をしていかなければいけませんので、今後とも校長先生をはじめとする西和賀高校の職員の皆さんとお話をしながら対策を考えて、検討できる範囲の中でも検討していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 ぜひそのような話し合いはしっかり持っていただきたいと思うところでございます。

先ほども申し上げましたが、習熟度別授業、立ち上げ当時の校長先生や先生方が本当に苦勞してやっとスタートしました。それをさらに代々の校長先生、先生方がつないで、継続してつくり上げてきた西和賀高校最高ランクの魅力であります。それが危機的状況であるというふうに思っております。この部分に関しては、本当に敬意を表するものでありますし、なくしてはならないものと考えております。この部分に関して、教育長というより町長のほうが思い入れがあるのかなと思いますけれども、この部分について、町長、いかがお考えでしょうか。

議長 細井町長。

町長 ただいま輝彦議員さんが発言されましたけれども、まさしくおっしゃっていただいたとおりでございます。歴代の校長先生のご指導の下に、習熟度別の教育を続けてきていただいたと。しかも、普通2つに分けるというところを、さらに教職員のご指導、協力をいただいて、3クラスに分けるような形の中で、一人一人の子供がしっかりと自分の学習ができるという環境を整えて、これまで続けてきていただいた、これが西和賀高校の最大の武器であったし、成果であったなというふうに思っております。これは、本当に現場の先生方の努力に支えられてきたということでありまして、これはまた周りでOBはじめ、同窓会はじめ、皆さんが取り組んできた誠意を受け止めてきた結果だろうというふうに思います。

しかしながら、今1クラスという状況の中であって、状況が一変いたしまして、大変厳しい状況に置かれております。これを何とか打開する道は、やはり我々ができるすべを尽くすということと、それと県教委から可能な限り引き出すという協議を続けていくに限るということになろうかなと思います。

議長 高橋輝彦君。

9番 ぜひこの部分、継続できるような支援対策、対応を考えるべきではないかなと思っております。

次に、③に行きます。新たな県立高等学校再編計画後期計画（案）が示されました。その中で、県教委は後期計画の基本的な考え方としまして、(1)、生徒の希望する進路の実現、(2)、地域や地域産業を担う人づくり、この2点を掲げ、教育の機会の保障と教育の質の保証を柱とし、地域における学校の役割を重視した魅力ある学校づくりに向けて高校再編を進めるとしております。この考え方は、県立高校と地方行政、地方自治という組織、立場こそ違うものの、いかに一つの目標に向かって意識を共有し、取り

組むことができるかということにほかならないのではないかなと考えます。その考え方について、見解をお伺いいたします。

議長 柿崎教育長。

教育長 後期計画（案）の地域における学校の役割を重視した魅力ある学校づくりの考えについてお答えしたいと思います。

さきに県が示した後期計画ですが、地域における学校の役割については、まず2つあると思ひまして、西和賀高校が中部地域にあるということで、小規模学校としてきめ細かな指導ができる学校ということが1つと、2つ目として、また西和賀町にとっても地方創生に結びつく地域に根差した学びがある学校ということで、魅力ある存在として役割があるのだなというふうに考えているところです。

話はずっと共通していますが、一つの目標ということに向けて共通していますが、ここ数年西和賀高校と町がこの目標に向けて協働して、またほかのところに先駆けて推し進めてきた取組も多数あるというふうに考えております。その取組と成果なのですが、あえてここでもう一回確認させていただきませんが、クラスを分けて行う習熟度学習授業ですし、それから公営塾、それから各種検定、資格等の支援、それからグローバル化に向けて対応できる人材の育成の一環として、オーストラリアへの海外派遣事業、さらには町の職員や企業の方々による出前授業などを実現し、現在も様々な学びの多様性を模索しているところだと認識しております。

そして、コロナ禍で見直されていたICTを駆使して都会の生徒にも負けない学習活動についても試みています。その結果として、大学進学や就職活動により結果を残しています。先ほどもお話ししましたが、今年度も生涯学習課が企画した教養講座として、話し方教室の実施をしておりますし、またキャリア教育の一環として出前講座の西和賀町第6次産業の取組についてなどの事業のプログラムの提供などをし、高

校のニーズを確認しながら魅力化を推進するために取り組んでいるところです。

いずれ何回もお話ししているとおりですが、昨日も西高の校長先生と電話でまた確認もいろいろしていますけれども、西和賀高校と私たち行政と、そして何よりも地域の方々と協力して、目標に向かって努力していかなければならないなというふうに考えているところです。

以上になります。

議長 高橋輝彦君。

6番 もう既にいろいろな取組をやっていたという事であることとあります。今までと同様、継続してそういうような高校と町が意識を共有できなければ、逆に言えば何も進めないということだと思っております。さらに、町民にも県教委にも認めてもらうことができないということになりますと、今までやってきたことが無駄になってしまいます。

これらに関しましては、現在密を避ける風潮にはありますが、ぜひ密な意思疎通を図っていくということが大事だろうと思っております。目標が共通していることを確認し、その上でそれぞれの立場の思いをまずはテーブルの上に上げる作業からやる必要があるのだろうと思っております。今までもそうしてきたのだろうと思っておりますけれども、これからさらにそういうことが必要になってくる、大事になってくるのだろうと思っております。

次に、計画の中身についてですが、基本的な考え方の(1)の生徒の希望する進路の実現、(2)の地域や地域産業を担う人づくりは、まさに西和賀高校の場合、これに十分既に対応できているものと思っております。それは、先ほども③のときにもお話ししましたが、町長からのお話もいただきましたが、習熟度別授業がこれに当たるものと思っております。

町長のお話にもありましたように、アドバンス、ミドル、ベーシックという3つのクラスに分かれて、ミドルについては就職、進学、どち

らにも対応しますという授業ですし、アドバンスは進学を目指し、希望する進路の実現のために並々ならぬ厳しい指導を受けます。これは、受ける生徒の感じ方にもよるのだろうと思いますが、ベーシックは就職を目指し、地域や地域産業を担う人づくりのための基礎知識をしっかり身につける授業を行っております。

先ほどこの授業の継続が危機的状況であるとの考えをお話ししましたが、学校にはしっかり定着しているわけですので、あとはこのことが地域の住民にしっかり浸透し、理解されなければなりません。そして、後期計画中に定着した結果を出し、さらに県教委に認識してもらわなければなりません。そのための取組をしていく必要があると思っております。この点についてのように取り組んでいくか、大変難しい問題ではありますが、考えがあればお伺いしておきたいと思っております。

議長 教育長。

教育長 話の内容ですけれども、町民への周知ということで、協力を得るということだと思っております。答弁させていただきます。

ちょっと私も3月まで中学校の教員をしていましたので、そのたびに西和賀高校さんのお話は聞いてきたつもりです。そのときに、小規模でいい提供できますよというお話は十分聞いてきましたが、やはりどこかの中に少人数ということ、人数が少ないというところだけにイメージが行って、きめ細かには見ていただけないということで、ほかのところについては十分よさを認識していませんでした。

恐らくこの件について、先ほどお話ししたいような事業について、町民の方はほとんど理解しているとは思いますが、もう一度その授業のよさということをいろんな機会にPRしていかなければならないと思っております。現にですが、先週前任校の生徒さんが保護者と一緒に西和賀高校のほうに訪問し、どんな学校だろうということに来ていただきました。その際、

私も一緒に参加させていただきまして、西高さんの先生と私のほうから、町のことについていろいろとお話をしたところ、すごく感動していただいて、改めて強い志願を持ったということで帰っていただきました。要するに、やっぱり丁寧な指導が今後必要だなと、広報にも十分上げていただいておりますが、いろんな機会にそれぞれのところでお話ししていただきたいなと、そして選択肢にしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 私もまさに情報発信、そういうのが大事だろうと思ってございます。情報発信をどうにか活用していく必要があるのだろうと思っております。そこからいろいろ始まるのではないかなと思っております。

イメージとしましては、生徒たちがさきに申し上げましたような、(1)と(2)の考え方がございました。それに沿った目標を目指し、そのためにどんな活動をして、その結果何を得られたかを地域や中学校に発信する、そのことを情報紙として生徒会、PTA、同窓会などが同時期にそれぞれの立場でそれぞれのやり方、それぞれの感性で製作、発行すると、そのようなことで地域や周辺各位に浸透させられないのかなというふうなイメージを持ってございます。先ほど教育長がおっしゃられたようなものと大体重なるのかなと思っております。情報紙については、マンネリ化しがちで、なかなか伝わりにくくなってしまっている部分がありますが、やり方を変えるなど、工夫することで広く深く伝わらないのかなと思っております。

次に、④に行きます。西和賀高校では、令和4年度入学生募集から、県外生徒の受入れも視野に考えたいというふうに向っております。これは、当然県立高校単独では無理なお話であります。町がしっかりとした考えを持って、準備を整えることができれば、西和賀高校もついて

いきますよという、これは高校さんからのラブコールではないのかなと思っております。

これは、ここ数年当議会でも取り上げられておりますが、いわゆる山村留学に足を踏み出すことができるのかどうかということ、葛巻町で行っているようなことに当町も取り組む勇気が持てるかということだと考えます。最初にも言いましたが、この町における西和賀高校の存在価値、意義については、以前の議会でもお話しいただいたとおりで、試算いただいた町の経済効果のこと、また西和賀高校の存続は町の存続と大きく関わってくるのだというニュアンスでお話しされていたと記憶しております。そのことを考えても、十分この山村留学はやる意義があるものと考えます。いかがでしょうか。

議長 教育長。

教育長 県外募集の考えについて、ちょっとお答えしたいと思っております。

今後さらに西和賀町の児童生徒数は減少する見込みですし、町内の入学者の確保はもちろんですが、ここに必要とされる西和賀高校の維持のためには、より一層県外からの生徒確保に取り組むことも重要な一つだというふうに認識しています。

今まで私も県内各地で教員としてお世話になりましたけれども、ここに来て改めて西和賀町の文化、歴史、自然、産業などで、ここにはたくさんさんの学びがあるということを実感しております。このよさを体験的な学びに取り組めると考えていますし、県外募集にもつながる教育資源だなというふうに思っています。

ただ、ここで課題が2つあると思っております。1つ目は、県外から来る生徒に対して、ほかの県外募集をしているところも参考にしたり、いろいろするとすると、どのような魅力ある学びが準備できるかということがまず1点です。

それから、2つ目は、親元を離れてここで学ぶ生徒を預ける保護者、それから本人たちが安心して暮らせる居住環境を整備していかなければ



ばならないという、この2点が大きくあるかと思っ  
ています。

学びにつきましては、私たち教育委員会だけでは  
ちょっと難しいということで、ここにお集まり  
いただいています各課の課長さんにもいろん  
な情報がないかということで資料をお願いし  
たいということで進めているところであります。

よって、これからも、さっきの繰り返しにな  
りますけれども、やっぱり高校と協力し合っ  
て、どのような西和賀高校を目指すかとい  
うビジョンを明らかにしていきながら、進  
めていきたいなというふうに考えているこ  
ろです。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 高橋輝彦君。

6番 進めていきたいなというお話だと思  
います。もしやるとなれば、それはやはり  
今教育長がおっしゃられたように、大き  
な課題として受入れ居住施設の準備、そ  
の規模や運営方法などを考えるほか、受  
入れ生徒の生活、作業カリキュラム等、  
そのことや町民の受入れ態勢の醸成、  
すべきことは山ほどあるわけでありま  
す。

その前に、何といたっても1人の校長先  
生の任期が2年ということでありま  
す。先ほど私は令和4年度の開始とい  
うことで申し上げましたが、中にはそ  
んなに急ぐ必要はないのではないか、  
ゆっくり十分議論を重ねて、準備でき  
次第始めればよいのではないかとい  
う方もあるかもしれません。しかし、  
これは校長先生が替わってしまった  
り、ほかの行政の方が替わってしま  
ったりすれば、またゼロからのやり直  
しというふうになってしまいます。今  
までもそういうことが多々あったか  
と思います。トップが替われば、考  
え方も変わってしまいます。そう  
なれば、毎年堂々巡りということにな  
ってしまいます。スタートを切れるか  
どうかが一番大きなハードルでは  
ないかなと思っております。校長先  
生の任期であります令和4年度は、  
ぎりぎりなのではないかなと思  
っております。早期の取組が必要  
なわけであります。時期についてはど  
のように

お考えですか。

議長 柿崎教育長。

教育長 時期については、目標としたところでは、  
先ほど議員さんのお話ししたところを目標と  
はしたいと考えておりますが、やっぱり条件を  
きちっと整備していかなければ、たくさん  
の課題があります。例えばほかの地区の課  
題で失敗した例などもありまして、生徒指  
導関係ですごく苦労したというようにお話  
があり、また途中退学をしたというところ  
も、多々そういう事例もあります。よって、  
しっかりとした整備を急ぎながら進めて  
いく必要があるかなというふうに考  
えております。取りあえずは、目標にそれ  
を掲げながらも、令和4年度、校長先生  
のお気持ちを察しながら、我々もそれと  
併せていきながら、また後押ししながら、  
積極的に関わっていききたいなとい  
うふうに考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 おっしゃるとおり、まず条件整備を  
きちっとする必要があると。そのとお  
りだと思っております。さらに、その前  
の段階、準備段階で、まずはそういう  
専門チーム、プロジェクトチームとい  
うものの結成が必要ではないかなと考  
えます。スタッフのチョイスや将来展  
望等、考えるべきことが山ほどある  
わけであります。本当に簡単なこと  
ではないというふうに私も認識して  
おります。どうかそういうチーム編成  
を速やかにまずはお願いしたいな  
というふうに思っております。そう  
いうようなチーム編成について  
とかの考えはございますか。

議長 教育長。

教育長 まず、チーム編成もあります  
けれども、必要性をやっぱりきち  
っと検討した上で、集ま  
っていただくということが大切  
なのかなと思います。西和賀  
高校さんのほうにもOBの方  
々がたくさんいますし、そ  
ういう方々とも相談を進  
めていきたいと思います。  
いずれ持続可能な取組に  
していかなければいけない  
ということが大きな課題  
のように思いますので、  
やはり慎重にか

つ早くと、すごく抽象的で曖昧な表現にはなつてしまっていますが、今一応試行錯誤している最中ですので、それをちょっとお待ちいただきながら、相談してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

議長 高橋輝彦君。

6番 まず、お尻が決まっているものと思っておりますので、それに合わせた取組をしていただきたいなと思います。

最後、⑤に参ります。今まで数十年高校存続、高校魅力化ということで取り組んできた経過があります。その中で、常に課題だったことは、いかにして町民の方々に西和賀高校のよさ、必要性を認識していただき、チョイスしていただけるかということだったと思っております。残念ながら、課題は克服されていないのが現状であります。

令和4年西和賀高校創立50周年を迎えます。これを機に、今までのイメージを捨て去り、新しいことをイメージすることが一つの解決策にならないのかなという考えもございます。私は、校名変更もイメージチェンジに大いに一役買うのではないかなと考えます。同時に、制服も一新というように、インパクトのあることで新しいイメージを持ってもらうことができるのではないかなと思っております。このようなイメージチェンジについての考えをまずお伺ひします。

議長 教育長。

教育長 イメージチェンジということで、今アイデアを少しいただいたところです。ありがとうございます。

そのイメージチェンジに関わってなのですが、まずいろんなインパクトも大事ですが、先ほどから私のほうからちょっとお話しさせていただいていますが、やっぱり西和賀高校、それからそこで学ぶ子供たち、そしてそれを支えている先生たちのよさを十分にアピールして、理解していくことからまず始めていかなければならないと思います。いろんな取組を通してで

すが、あの高校に行きたいと選ばれる学校にしていかなければいけないというふうには思っています。来いよ、来いよということではなくて、やはり行きたい、行ってみたい、チャレンジしてみたいと。そういうことを今どうやってつくるかということを探しているところになっていまして、私もこの町はとっても好きですし、子供たちも本当にいいですし、町民の方々の絆、結いなどもすばらしいものがあります。それをどのような形で表現していくかという、表現活動をもう少し工夫していければいいかなと思います。

そういう意味で、先ほど制服とか、校名とかとありましたけれども、この面につきましてはより慎重に議論を重ねて、取り組んでいかなければならないものだと思っております。

答えになったかどうかは分かりませんが、以上になります。

議長 高橋輝彦君。

6番 今まさに教育長がおっしゃられたようなチョイスしていただくということ、それをまず今までも目指してきたわけなのでありますが、なかなかそこに至っていないというところがございます。先ほどお話しいたしました山村留学もそういうイメージチェンジ、チョイスしていただける一つのきっかけになるのではないかなというふうな思いがございます。

そして、今県は4億7,000万円の資金で西和賀高校の大々的なリニューアルを行っております。50周年という節目を迎えております。いろいろなことがこの時期に集中してきている感じがしております。機運が大きく高まってきているのではないかなというふうには私は感じるところでありますが、機運が高まっているかいらないか、実際に感じて判断するのは町長なわけでありませぬ。

最後にお聞きします。今機運は高まってきているというふうな感じを持っておられますか、いかがですか。

議長 細井町長。

町長 これまで議員さんと教育長といろいろな意見交換していただいて、質問と答弁の中で、いろいろ今西和賀高校の抱えている現状と課題、これからの目標についていい意見交換であったなというふうに思います。

私もこれまでずっと西和賀高校の存続がこの町の存続に直結するという大きな課題だということ大きなテーマとして取り組んできたわけですので、非常な思いを持ってやってきました。しかし、この数年間の中で画期的に取り巻く状況が大きく変化しております。

それは、県立高校の前期計画が出たときに、西和賀高校の定員が2クラスから1クラスになるという案が出されました。大変な危機でございました。その当時、我々が考えた手は、隣の北上市から約1学年、900人の中学生のうち、5%という目標、45人と、プラス町内の生徒でもって2クラスを維持していくのだという目標でやってきましたし、さらにそれでは足りない部分を県外から、具体的に首都圏等をターゲットにしてこの西和賀高校に連れてきて、生徒を充足していこうという目標を持ってきました。そのときに、県教委と交渉して、県外からの受入れを認めるようにしてきましたけれども、残念ながらその時点で県教育委員会は県外からの募集というのを認めることはなかったわけでございます。したがって、これは残念ながら諦めざるを得なかったと。

しかし、当時西和賀高校の先生の方でもって、首都圏で中学校の先生をしている方に来てもらってお話を聞いたことがありました。そのときに、都市部には地方で教育を受けさせたほうがいい、伸びるといふ子供が確実に存在しているから、一定の条件を整備してくればいい教育ができるから、来る人はいると思いますという背景があったわけでございます。したがって、先ほど教育長の言葉にもありましたけれども、教育の環境、それから生活の環境とい

うものを整えることによって、そういう人たちに対していい教育を与えられるチャンスを持っているということは間違いのないというふうに思います。

そして、今実際来年度に向けて岩手県教育委員会も県外からの募集を認めるという方針転換をしたわけですから、我々としては今まで抱えてきた課題がありますので、そこにくみして、それを活用して、高校の維持を図るといふのが非常に重要なポイントであろうかと思っております。

しかも、ここに来て1クラス定員となりました。これもやはり一定の条件がついて、特例校ということで認められて、20人以下2年連続であれば、これも統廃合の対象とするということになりました。しかも、さらにここに来て私立高校が無償化するという状況の中で、近隣の市からこちらに来る生徒数が激減したわけでございます。

それらの問題を克服するためには、そういう可能性に着手しなければならないと。そのための教育環境整備と住環境の整備を取り急がなければならないという課題が今までとスケールの違ったレベルで求められているというふうに思います。

私は、このことに対しては、先ほどからも話していましたが、令和4年度とか、そういうタイムリミットでもって、その条件を整備できるかどうかにかかっている部分が大きいと思っておりますので、全力でもってこの西和賀地域の中で環境の整備と住の整備を緊急に解決できる方法があるのかどうか、それに着手してみなければならないというふうに今強く認識しております。

これについては、いろいろな関係者と相談をしながら、議会にも相談して、この条件整備に向かって進めたいと、それが西和賀高校の存続に不可欠のことであるというふうに認識して取り組みたいと思っております。どうぞよろしくご指導、ご協力をお願いいたします。

議長 高橋輝彦君。

6番 町長の機運が非常に高まっているなどという感じを受けました。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長 以上で高橋輝彦君の一般質問を終結いたします。

ここで昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

午後 零時04分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

続いて、日程第2、報告第1号 令和元年度西和賀町健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の状況についてを議題とします。

本案について報告を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました報告第1号 令和元年度西和賀町健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の状況について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告いたします。

2枚目を御覧ください。今回報告する健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支額がいずれも黒字であり、比率は発生していません。

当該地方公共団体の一般会計等が負担する借入金、地方債の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標とも言われている実質公債費比率は、早期健全化基準の25%より14.2ポイント少ない10.8%で、地方債の返済に充てたと認められる繰出金の増加などにより、昨年度比0.9ポイント増加しております。

地方公共団体の一般会計の借入金、地方債や、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標とも言われている将来負

担比率は、早期健全化基準の350%より258.3ポイント少ない91.7%で、基準残高の減少などにより、昨年度比5.8ポイント増加しております。

次に、もう一つの公営企業会計資金不足比率は、各特別会計において資金不足額を計上しておりませんので、比率は発生しておりません。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

これに対する質疑があれば、質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は承認を求める事案ではなく、報告事項であります。

以上で報告第1号 令和元年度西和賀町健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の状況についての報告を終わります。

日程第3、議案第1号 西和賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第1号 西和賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

人事院規則の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために行われた防疫等作業に係る特例措置を講ずるため、所要の改正をしようとするものであります。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、改正内容について説明いたします。

国の例に準じて、新型コロナウイルス感染症に対処するための作業に従事した場合の防疫作

業手当の支給に関し、必要な事項を定めるものであります。

裏面の新旧対照表を御覧ください。第2条、特殊勤務手当の種類に、第16号として防疫作業手当を加えるものであります。

防疫作業手当については、第18条に新たに追加するもので、第1項では、防疫作業手当は新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に従事した職員に支給する。第2項では、手当の額は作業に従事した日1日につき3,000円の範囲内とし、作業の内容が新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いがある者の身体に接触し、またはこれらの者に長時間にわたり接して行う作業、その他町長がこれに準じると認める作業に従事した場合には、4,000円の範囲内において規則で定めると加えるものであります。

次に、附則についてであります。改め文を御覧ください。この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用するものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第1号 西和賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第2号 西和賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第2号 西和賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 学務課長。

学務課長 それでは、私からご説明申し上げます。

特定地域型保育事業とは、定員が19人以下の小規模保育事業者や事業所内に保育環境を整えているなど、満3歳未満の子供を対象とした小規模保育を行うことで、現在西和賀町では該当する事業者はありませんが、今回国の法令改正に準じて町の条例においても所要の改正を行うものです。

それでは、改正内容についてご説明させていただきますので、裏面の新旧対照表を御覧ください。特定教育・保育施設等との連携、第42条の改正内容について説明させていただきます。第42条第4項第1号ですが、第1項第3号において、ゼロ、1、2歳児の乳幼児に保育を提供する小規模保育事業等は、3歳以降の卒園の際に優先的に利用できる幼稚園、保育所等の連携施設を設けるように定められていますが、保護

者の希望どおりの幼稚園や保育所等に入所できるように必要な措置を講じているときは、連携施設の確保をしなくてもよいとする内容を盛り込むものです。

また、第2号においては、離島などで3歳以降の卒園後の入所施設がない場合などで、連携施設の確保が著しく困難であると認められるときは、連携施設を確保しなくてもよい内容を盛り込む内容となっております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第2号 西和賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第3号 西和賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第3号 西和賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 学務課長。

学務課長 それでは、私からご説明申し上げます。

家庭的保育事業とは、自宅などで満3歳未満の子供を対象とした小規模保育を行うことで、現在西和賀町では該当する事業所はありませんが、今回国の法令改正に準じて町の条例においても所要の改正を行うものです。

それでは、改正内容について説明させていただきますので、裏面の新旧対照表を御覧ください。初めに、保育所等との連携、第6条の改正内容についてですが、内容は先ほどの議案第2号と同様となります。家庭的保育事業者においても、今まで預かる乳幼児等が3歳以降卒園した場合に入所できるあらかじめ指定した幼稚園、保育所を確保しなければならないことになっておりましたが、指定した幼稚園、保育所以外であっても、保護者の希望どおりの入所ができる対応をしているのであれば、この連携施設を確保しなくてもよいとする内容を盛り込むものです。

また、同様に離島などの条件で連携施設の確保が困難であると認められる場合は、連携施設を確保しなくてもよい内容を盛り込むものです。

次に、居宅訪問型保育事業、第37条について説明いたします。居宅訪問型保育事業とは、小規模保育の一つで、同じく3歳未満の乳幼児の家に保育士が訪問をして保育を行うものですが、西和賀町においては該当する事業所はありません。この利用するに当たっては、母子家庭で保護者が夜間や深夜勤務に従事する場合となっておりますが、これに保護者の病気や障害などで養育ができない場合の内容も盛り込む内容となっております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第3号 西和賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第4号 西和賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第4号

西和賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 学務課長。

学務課長 私から、改正内容についてご説明させていただきます。

裏面の新旧対照表を御覧ください。この条例についても国の法令改正に準じて町の条例においても所要の改正を行うものです。

また、放課後児童健全育成事業とは、両小学校に隣接して設置しております学童クラブのことになります。

それでは、改正となる職員、第10条の内容について説明させていただきます。第3項に放課後児童支援員の資格取得研修の受講機会を拡充するため、知事以外にも指定都市、もしくは中核市の長が開催する研修会を受講した者も資格取得できることを盛り込むものです。現在は、岩手県主催の研修会に参加しておりますが、中核市が加わることにより、盛岡市が開催する研修会を受講した場合も資格取得が可能となります。

次に、第3項第4号を教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者に改めるものです。改正前は、学校の教諭となる資格を有する者としておりましたが、教員免許は更新が必要である資格であることから、更新を行い、有効な教員免許状を取得している者は、放課後児童支援員の資格を有していることを明確にするために改めるものです。

また、第3項に第10号として、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者にあつて、町長が適当と認めた者を新たに加えるものです。放課後児童支援員の有資格の条件に5年以上学童クラブに従事した者で、町長が適当と認めた者を加えるという内容になります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご

異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第4号 西和賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第5号 令和2年度西和賀町一般会計補正予算(第6号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第5号 令和2年度西和賀町一般会計補正予算(第6号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、令和2年度の上半期における事務事業の執行状況を精査し、下半期に向けて調整を行うとともに、緊急性が認められる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業を中心に予算を調整しようとするものであります。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,419万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億3,617万2,000円にしようとするものです。

歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条、債務負担行為の補正については、第2表、債務負担行為補正のとおり、岩手県新型コロナウイルス感染症対策金融資に伴う利子補給事業の限度額を増額するものであります。

主な補正の内容は、行政情報化推進事業

1,338万3,000円、ふるさと納税推奨事業1,258万6,000円、若者単身用住宅建設事業1,050万4,000円、町民バス購入事業2,389万4,000円、テレワーク・サテライト対応空き家活用事業1,000万円、町税等納付キャッシュレス化事業1,053万8,000円、新型コロナウイルス感染症対策費2,732万8,000円、西和賀町持続化給付金給付事業1,697万1,000円、農地・農業用施設災害復旧単独事業710万円、公共土木施設災害復旧単独事業2,375万円等を増額し、新型コロナウイルス感染症対策緊急雇用助成事業1,044万6,000円、東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業1,124万9,000円を減額しようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 企画課長。

企画課長 それでは、補正予算の詳細について説明します。

初めに、歳出から説明いたします。11ページからになります。まず、歳出全般にわたる部分を説明させていただきます。職員人件費については、人事異動に伴い、調整を必要とする分について行ったものです。

なお、人事異動に伴う全体の過不足調整については、例年どおり12月補正で対応する予定としています。

12ページをお開きください。2款1項5目財産管理費、基金造成事業1,100万円の増額は、当初の見込みよりふるさと納税による寄附金の増額が見込まれることから、がんばる西和賀応援基金に積み立てしようとするものです。

6目企画費、行政情報化推進事業1,338万3,000円の増額は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、テレワークシステム及び庶務管理システムを導入し、業務のIT化を図ろうとするものです。

ふるさと納税推奨事業1,258万6,000円の増額



は、返礼品費用等に係る経費となります。

13ページになります。地域公共交通活性化推進事業509万7,000円の増額は、現在岩手県交通が運行している山伏線と北上線が9月末をもって廃止となることから、その代替としてほつとゆだから盛岡バスセンター間の山伏線の実証運行を行うための業務委託料になります。

若者単身者用住宅建設事業1,050万4,000円の増額は、若者住宅への進入路整備工事を行おうとするものです。

町民バス購入事業2,389万4,000円の増額は、町民バス2台を新規に購入しようとするものです。購入する2台は、新型コロナウイルス感染症対策として、座席間隔を少し広めに取り、空気清浄機を設置した車両の購入を予定しております。

テレワーク・サテライト対応空き家活用事業1,000万円の増額は、旧教員住宅等をテレワークできる環境に改修する工事費として600万円、空き家や空き店舗等の活用を図る際の補助金として400万円を見込むものです。

14ページをお開きください。8目自治振興費、感染症に強い地域づくり交付金事業580万円の増額は、行政区等地域自治組織が行う感染症対策経費に対し補助しようとするものです。

2款2項2目賦課徴収費、町税等納付キャッシュレス化事業1,053万8,000円の増額は、新しい生活様式に対応したキャッシュレス決済への対応を図るとともに、納税環境の整備と利便性を高めるためのシステム改修業務委託料及び収納代行業務委託料になります。具体的には、スマートフォンやコンビニなどでの支払いができるようにしようとするものでございます。

17ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費、新型コロナウイルス感染症対策費、健康福祉課分になりますが、17節備品購入費140万8,000円の増額は、ワイヤレスアンブ・ヘッドセットマイクを購入しようとするものです。新しい生活様式に対応した中での保健指導

やご当地体操、シルバーリハビリ体操の指導で活用しようとするものです。18節負担金補助及び交付金2,592万円の増額は、町内の介護老人福祉施設が簡易陰圧装置を整備するための経費に対し補助しようとするものです。

18ページをお開きください。6目健康づくり推進費、PHR導入実証事業624万2,000円の増額になります。初めに、PHR、パーソナルヘルスレコードについて説明させていただきます。パーソナルヘルスレコードとは、病院の診療記録や様々な健康情報などを収集し、一元的に保存する仕組みになります。その情報を活用し、医師と保健師が連携した指導により、町民の健康づくりを図ることを目的とした実証事業を行おうとするものです。県からの補助金により実施しようとするものです。

19ページになります。6款1項3目農業振興費、6次産業推進事業750万円の増額は、産業公社が運営する加工場の修繕等を行い、製造の効率化を図るための生産性向上支援事業費補助金500万円、町内産ビール消費拡大支援事業費補助金は、町内産ビールの町内消費拡大につなげる取組支援として、酒造会社が飲食店や旅館等へ貸し出すビールサーバーの購入費への補助金として250万円を見込むものです。県産農林水産物学校給食提供緊急対策事業351万2,000円の増額は、感染拡大の影響により売上げの減少等が生じている鶏肉の販売促進のため、学校給食への食材提供を行おうとするものです。

6目農業者施設費、農村景観活用交流施設管理費74万3,000円の増額は、ふれあいゆう星館を売却する際、分筆登記が必要となることから、その経費を見込むものです。

20ページをお開きください。6款2項4目林業者施設費、林構施設維持管理費、12節委託料102万5,000円の増額は、ゆう林館を売却する際、用地の分筆登記が必要となることから、その経費を見込むものです。14節工事請負費109万2,000円の増額は、焼地台公園のトイレを洋式

化する工事を行おうとするものです。

7款1項2目商工振興費、新型コロナウイルス感染症対策緊急雇用助成事業1,044万6,000円の減額は、国が雇用助成金の10分の10を負担することになったことに伴い、町の追加補助が必要なくなったため、減額しようとするものです。新型コロナウイルス緊急資金利子補給事業120万円の増額は、岩手県が実施する特別融資に係る利子補給における町の貸付枠の増額に合わせ、補正しようとするものです。西和賀町持続化給付金給付事業1,697万1,000円の増額は、国の持続化給付金事業と連動しての追加給付と国の給付対象外の事業者に対し救済給付を行うものですが、当初想定していた業種以外にも影響が出てきていることから、増額しようとするものです。

21ページになります。観光施設維持管理運営費601万3,000円の増額は、レストハウスゆのさわ、駅前トイレなどの観光施設等手洗い自動注水化工事、沢内バーデンの受水槽給水設備改修工事及び重油地下タンク配管改修工事を行おうとするものです。観光費臨時事業419万8,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大により、当初予定していた錦秋湖スプリング放流inにしわが、錦秋湖湖水まつり、沢内甚句全国大会が中止となったことから、減額しようとするものです。観光協会助成事業134万1,000円の増額は、サイクリングモデル事業として新しい旅行スタイルの環境整備や新たな観光ビジネス展開の促進のための補助金になります。

22ページをお開きください。8款2項3目道路除雪費、道路除雪車両管理費550万円の増額は、除雪車両に係るタイヤチェーン、カッティングエッジ等の購入及び車両の修繕に要する経費を増額しようとするものです。

4目道路新設改良費、町道下の沢線道路改良事業、12節委託料130万円の増額と14節工事請負費130万円の減額は、構造物の設置範囲が変更となったことに伴い、追加で冬期業務が必要

となったため、調整をしようとするものです。

23ページになります。9款1項1目非常備消防費、消防設備管理費、10節需用費65万8,000円及び17節備品購入費135万7,000円の増額は、消防団の災害対応能力の向上を図るため、救助用資材としてチェーンソー等を町内23の消防屯所に配備しようとするものです。

24ページをお開きください。4目防災対策費、防災対策事務費、13節使用料及び賃借料88万円の増額は、情報伝達方法の二重化を図るため、メールでの一斉配信サービスを利用するための費用を見込むものです。17節備品購入費40万7,000円の増額は、災害情報等収集用ドローンを2台購入しようとするものです。18節負担金補助及び交付金46万8,000円の増額は、職員5名分のドローン操縦技能講習受講料になります。

26ページをお開きください。10款4項4目民俗資料館費、民俗資料館維持管理費765万5,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのエアコン設置や管理人室の設置、トイレ改修など、資料館の衛生環境の整備に係る改修工事を行おうとするものです。

5目美術館費、美術館維持管理費622万1,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのエアコンや換気扇を設置するとともに、屋根塗装工事、内装改修を行い、美術館とデッサン館の環境整備を図ろうとするものです。

10款5項1目保健体育総務費、漕艇競技事業188万8,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大により、当初予定していた事業が中止となったことから減額しようとするものです。また、東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業1,124万9,000円の減額は、大会が延期となったことに伴い、減額しようとするものです。

28ページをお開きください。11款1項1目農林水産施設災害復旧費、農地・農業用施設災害復旧単独事業710万円の増額は、7月27日から

28日の豪雨により被災した長瀬野地区の農業用施設ほか4か所を修繕しようとするものです。

2項1目現年発生災害復旧費、公共土木施設災害復旧単独事業2,375万円の増額は、7月27日から28日の豪雨により被災した公共土木施設の修繕等になります。10節需用費、修繕料は道路及び河川15か所を修繕しようとするものです。12節委託料は、災害申請に向けて3か所分の測量調査設計業務委託料を見込むものです。14節工事請負費は、河川2か所の災害復旧工事に係る費用を見込むものです。

次に、歳入ですが、8ページを御覧ください。12款1項1目地方交付税1億4,404万8,000円は、9月補正予算の財源に充てるものです。

16款2項1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金のうち6,644万5,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金になります。375万9,000円は、若者単身者用住宅建設事業の補助金を見込むものです。

3目衛生費国庫補助金1,728万円は、介護施設等新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業に対する国庫補助金になります。

9ページになります。17款2項3目衛生費県補助金864万円は、介護施設等新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業に対する県補助金になります。1,700万円は、PHR導入実証事業に対する県補助金になります。

4目農林水産業費県補助金273万5,000円は、県産農林水産物学校給食提供緊急対策事業に対する県補助金を見込むものです。

7目教育費県補助金300万円の減額は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会延期に伴うものです。

8目商工費県補助金522万3,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症対策緊急雇用助成金が国において10分の10負担することになったことに伴うものです。

19款1項1目一般寄附金2,221万3,000円は、ふるさと納税2,200万円と一般寄附21万3,000円

になります。一般寄附のうち20万3,900円は、明治安田生命保険相互会社岩手南支社様からの寄附になります。また、1万円はユキノチカラ便が届いたことへのお礼として匿名での寄附があったことから、一般寄附として受け入れるものです。

20款2項1目他会計繰入金347万6,000円は、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計からの繰入れになります。

10ページをお開きください。21款1項1目繰越金152万6,000円は、9月補正予算の財源に充てるものです。

次に、5ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正です。1事業について変更するものです。岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金融資に伴う利子補給事業ですが、限度額を1,500万9,000円から2,251万4,000円に変更しようとするものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

ここで、換気のため1時55分まで休憩します。

午後 1時45分 休 憩

午後 1時55分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

これから質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 質問事項多数ありますが、4点に絞ってまず質問をさせていただきたいというふうに思います。

初めに、13ページの若者単身者用住宅建設事業の工事請負費で進入路整備工事とありますが、工事の詳細についてと、一番下の工事請負費、旧教員住宅等改修工事の工事内容についてお聞きしたいと思います。

次に、18ページの中段下、PHR導入実証事業であります。今の説明をお聞きすると実証事業だということのようなご説明でしたが、こ

これは本格導入ではないのか、実証実験というか、そういう前段の事業として導入されるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それと、21ページ、観光施設維持管理運営費の中で工事請負費613万円とありますが、3工事記載をされておりますが、この内訳についてまずお知らせください。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私のほうから淀川議員の質問にお答えしたいと思いますけれども、まず初めに若者単身者用住宅建設事業の工事請負費の部分でございますけれども、こちらについては建設を予定しております若者単身住宅の進入路ということで、トレセン側からまちなか交流館までの進入路ということで、道路幅、幅員が5メートルの道路でございます、区間距離にすると大体75メートルぐらいになります。

続きまして、テレワーク・サテライト対応空き家活用事業の中の14節工事請負費600万円でございますけれども、こちらは工事箇所についてはまだ明確に確定したわけではございませんけれども、旧教員住宅で普通財産のほうになった建物というのがございまして、大体見込みでは4棟ほど、4部屋ほどを考えております。そうなりますと、単純に1部屋150万円ぐらいになるわけなのですけれども、まず必要な修繕を施すということと、あとはネット環境の整備ですとかを行いまして、テレワークですとか、そういう方を受け入れたいというふうに考えたものでございます。

以上です。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 私のほうからは、18ページにありますPHR、パーソナルヘルスレコードの導入実証事業についてご質問にお答えしたいと思います。

こちらにつきましては、現在実証事業ということになっておりまして、まず実証事業の状況を鑑みて、本格運用については今後検討してま

いりたいと考えております。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、私のほうからは観光施設等に係る自動注水化工事ほか2件の工事についての詳細ということでお話をさせていただきます。

観光施設等手洗い自動注水化工事につきましては、対象施設が駅前のトイレ3か所、各駅ごとについていますトイレ、外にあるトイレでございます。その手洗い関係につきましては、コロナ対策としまして接触をしないような形で自動的に水が出るものに替えようというものでございます。

それから、そのほかとしましては、レストハウスゆのさわと沢内バーデンについても同じような形でやらせていただきたいというふうに考えております。

それから、沢内バーデンの受水槽の給水設備改修工事につきましては、現在ボールタップが壊れているような状況でございます、手作業で作業させていただいているような話を聞いております。今回改修工事をさせていただいて、自動でしっかり水が止められるような形にさせていただきたいというふうに思っています。

それからまた、沢内バーデンの重油地下タンクの配管でございますけれども、配管から重油が若干漏れましたので、それにつきまして改修工事を行おうとするものでございます。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 追加で質問したいというふうに思いますが、テレワーク・サテライト対応空き家活用事業で、教員住宅を改修するというご説明をいただきましたが、4戸分ということで考えているようですが、今後どういった構想の中で、どういった運用をされるということは、もう検討されて決まっているのか、その点についてお伺いしたいということと、21ページの観光施設維持管理運営費の中で、この工事請負費

601万3,000円ということですが、この3工事の内訳のその工事の金額についてもお知らせをいただきたいと思ひますし、沢内バーデン関係の改修工事については、これは突発的な老朽化による改修工事であるのか、初めから分かっていた計画的な改修工事であるのか、その点と、観光施設の手洗いの自動注水化については、ほかの施設では今後考えていないのかということについてお聞きしたいと思います。

議長　　ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長　お答えしたいと思います。

テレワーク・サテライト空き家対策の関係の旧教員住宅ということなのですけれども、まず4部屋ということで考えたわけですが、やっぱり要望として移住、定住の関係でも多いのが割と小規模なスペースというか、大体アパートというようなものを求める人がすごく多い状況でございます、それに対応するためには、今普通財産にはなりましたが、協力隊などが以前に住んでいて、ある程度状況が良いという部屋を選定して、改修して、提供するのが効率的だというふうに判断したところでございます。

あと、空き家を実際に活用してという方もいると思ひますので、そちらのほうは補助金という形で出したいというふうに考えております。

以上です。

議長　　観光商工課長。

観光商工課長　それでは、ご質問にお答えします。

まず、工事費のそれぞれの金額については、基本的に予算計上の折には工事全体をまとめて出させていただくという通例になっております。要は、契約行為がありますので、それぞれ詳細についてはちょっとお答えを控えさせていただきます。

それから、沢内バーデンの2件の工事につきましては、基本的には緊急的な状況の中での実施というふうになります。受水槽につきましては、先ほど若干触れましたけれども、ポールの

ツプの調子が以前から確かに悪かったのですが、何とかもたせていただいていたというのが現場の状況でございます、いよいよそれが何とも駄目になってしまったというようなことでございます。

重油につきましては、配管がかなり腐食しておりまして、これにつきましても前々から問題であるのは分かっておりましたけれども、何とかぎりぎりまでというようなことで見てはおりました。ただ、いかんせん若干漏れが生じたというようなことがございましたので、この際配管については全て交換させていただくということでございます。

それから、観光施設につきましては、当方で持っている全ての施設でございます。ただ、道の駅につきましては、トイレの部分等は県の管理区分になります。それ以外については、今後検討して実施していきたいというふうに考えているところでございます。

また、入浴施設につきましては、温泉会計の折に提案をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

議長　　淀川豊君。

10番　ありがとうございました。観光施設維持管理運営費について、バーデンの改修工事が2件ということですが、沢内バーデンの現状の営業状況と、沢内バーデンを今後どうするかというような検討もされているというふうにお聞きしております。その中では、小耳にした話では、検討、廃止も含めて、そういう話も出ているということをお聞きしておりますが、その検討の状況についてお聞きしたいと思います。

議長　　観光商工課長。

観光商工課長　私のほうからは、沢内バーデンの状況といったことをまずお答えさせていただきます。

まず、この新型コロナウイルスの状況において、非常に苦戦しております。春先には休業も

させていただいて、公共施設でもあるといったことから、その責任を感じまして、休業させていただいた状況であります。そういったことから、当然のことながら、収入はゼロになった時期もございます。現在は、運営はさせていただいておりますが、それでもやっぱりほかの民間の旅館等と同じように、かなり売上げは落ちている状況でございます。

議長 企画課長。

企画課長 それでは、私のほうからはバーデンの検討の状況ということでございますので、お答えさせていただきます。

今まで、今年2回ほど検討会を開催させてもらってございます。ただ、コロナの状況もございまして、開催時期がちょっと押したということもございますが、今までに2回何とか開催させてもらってございます。現在のところでございますけれども、検討中ということで、結論はまだ出ていない状況でございます。協議中という中身ということで報告させていただきます。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 私からは、3点についてお伺いしたいと思います。

最初に、13ページ、地域公共交通活性化事業ということで、県交通撤退に伴って山伏線の委託料ということだと思っておりますけれども、この金額は、今までも委託料の経費かかっていると思っておりますけれども、それと比べて同等なのかということが1点。

19ページ、県産農林水産物学校給食提供ということで351万2,000円、これはコロナウイルス対策のときにも出ていましたし、たしか7月の臨時議会するときにも8万8,000円ほど売上げ低迷ということで出ておりましたが、またさらに今回金額が大きくなりまして、351万2,000円ということです。町内の農産物、様々苦戦しているものもあると思っておりますけれども、特にこの鶏肉についてこのような金額になるというのは、

ほかに比べて非常に売上げ減少ということでの対策なのかということです。

あとは、26ページ、これもコロナ対策関連だと思っておりますけれども、民俗資料館と美術館、換気設備の改修ということです。町内には、このほかにも様々施設があると思っておりますけれども、どちらも700万円、600万円ということのでかなりの金額ですので、ほかの施設に比べて優先的にこの2施設にこういう換気施設を整えるということの選ばれた理由といたしますか、その点についてお伺いいたします。

議長 企画課長。

企画課長 私のほうからは、県交通関係の今回委託という部分についてのお話をさせていただきたいと思っております。

今まで運行している県交通と、今度委託する部分で、お金の部分について同等かというようなご質問でございましたけれども、今回と今運行している部分では、ちょっとやり方が違うといえますか、今度やるのは21条運行ということで、貸切りの運行になります。また、運行する車両もハイエースのちょっと大きい形の乗客で12人乗れる、全員乗れば14人、運転手含めれば14人乗りの小型のバスということもございまして、一概にちょっと比較はできない状況でございます。ただ、貸切り運賃の決まり事といたしまして、東北運輸局のほうで運賃が決まっておりますので、一応その運賃の最低限のレベルで試算をしてもらっているという状況でございますので、努力といたしますか、委託料的には割と抑えてもらっているというふうな気はしております。

以上でございます。

議長 6次産業推進監。

6次産業推進監 それでは、私のほうからは、県産農林水産物学校給食提供緊急対策事業のご質問についてお答えをしたいと思います。

7月の補正で、ご指摘のとおり西和賀町分に関して、学校給食に対して県産地鳥である南部

かしわの肉を提供したいということで、予算のほう措置をしていただいたということでございます。今般ですけれども、351万2,000円追加でということでございましたけれども、これは岩手県のほうから南部かしわをひとつ学校給食のほうに出していただけないかという要請があって、ただこの南部かしわを生産できるのが雫石町と西和賀町ということでございまして、ちょっと量の確保の関係で、西和賀町に関しては県南のほうの自治体に対して提供をお願いしたいという要望がありました。南部かしわのほう、広くPRをしていきたいという思いもありまして、これを受けることにして、今回予算措置をお願いしたということなのですけれども、対象となる自治体は7つございまして、学校数としては62ということになります。

以上でございます。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 私のほうからは、26ページの資料館と美術館の工事予算について説明します。

まず、資料館と美術館のほうですけれども、資料館のほうにつきましては今回トイレの改修、手洗い器の改修、あと事務室の個室化とエアコンの設置を予定しておりますし、美術館についてはエアコンの整備と換気扇の設置、あとは内装を一部改修するものです。

この2つの施設ですけれども、資料館のほうについては現在トイレが男女兼用で和式トイレが1つ、小便器が1つということで、とても不便な状態と、衛生環境も悪いということもあります。平成18年度に下水道に接続はしてあるのですけれども、内部のほうの改修は行っておりませんでしたので、今回のコロナの対策として衛生環境を整えるためにも、トイレの改修等も行いたいと考えているものです。

事務室についても、現在展示室と事務室が兼務になっておりますので、来館者と管理人との距離が取れないということもあり、仕切りを設けて個室化を図るということでもあります。

資料館と美術館については、換気能力が今現在とても弱くて、換気扇はあるのですけれども、空気が循環するところまでいかない状態でありますので、エアコンを設置して空気の流れをつくりたいという改修工事の内容となっております。

資料館と美術館については、文化施設ですけれども、観光面での利用もあります。年間300名ほどの利用がずっとある状態でありますので、特に県外からのお客様が多い状況にありますので、そういった本来の衛生環境の整備が整っていないということから、優先的に改修させていただきたいというものです。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 最初の地域公共交通の契約金、最低レベルという話だったのですけれども、県交通のほうでいずれ人が足りない、また赤字だということで、撤退せざるを得ないという状況で、普通に考えて次に受けていただく企業もかなり経営的に厳しい中でだと思われま。将来的に県交通が数年前に患者バスをできないということ、今度は北上線と山伏線ができないと。この流れから考えますと、県交通自体が町内から撤退するのではないかという危機感も感じるわけですけれども、そういうことも併せた中で、県北バスさんとの契約と聞いておりますけれども、町内には観光バス路線を持っている業者もあります。そういうところと比べるとか、今後全町の交通網を考えた中での契約になっているのかという点を聞きたいと思ひますし、県産品の南部かしわについては、県からの要請ということでした。コロナ対策ということもあるのでしょうかけれども、県からの要請ということは、それだけこれからも利用価値があるのかということですので、今後の見通しとしては現時点でどのように考えているのかという点の2点お伺ひいたします。

議長 企画課長。

企画課長 私のほうからは、県交通関係の部分についてお答えしたいと思います。

確かに議員おっしゃるとおり、山伏線、そして北上線が廃線になると。では、次の段階はとなると、もしかすると全部なのかなというふうに想像されるのは確かだと思います。そこで、町のほうでも県のほうと協力といいますか、県の力をお借りしまして、今年度からなのですけれども、ちょっとスタート遅れていますが、9月末、もしくは10月頭から町全体の公共交通の在り方というものを考えたいというふうに思っております。県は県の交通政策課であったり、あと地域振興の部分であったり、あと町内はもちろん学務課であったり、そういったところの皆さんに集まっていたいて、町全体の公共交通について検討を始めたいというふうに考えてございます。実際今一番使っているのは西高の通学であったり、あとは病院への通院であったり、そういった部分での利用が非常に多い状況でございますので、全体を考えながらやっぱりやっていかなければならないものというふうに認識をしております。

あと、県北バスさんと今交渉しておるわけですが、これは緊急的に撤退されるということで県に相談したところ、県北バスさんを紹介されまして、相談に伺って、今回緊急的に相談をさせてもらって、対応させてもらっているという状況でございます。全体を考えたときには、いろいろな企業といいますか、地元の企業もございますので、相談をしながら対応していかなければならないものというふうに考えてございます。

議長 6次産業推進監。

6次産業推進監 それでは、南部かしわの今後の見通しにつきましてお答えをしたいと思います。

まずもってということですが、需要の拡大というのが一つ大きなポイントになるかというふうに思っております。結局需要がないために生産が伸びないといったのが正直なところ

でございますので、今回の学校給食に対する供給ということも一つのチャンネルだと思いますし、ほかにもやはり需要の拡大ということと生産性の拡大を一緒にかみ合わせながら、振興させていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長 深澤重勝君。

7番 ただいま同僚議員が質問しました。それに関連してなのですが、美術館と資料館、今工事内容については具体的に説明を受けたわけですが、年間の観光客、県外が多いということですが、普通の年は大体300人ぐらいというふうに私も承知しておりますが、今温泉施設といっても、県内の様々な施設、民間払下げ、あるいは場合によって廃止するというのを年間数千人規模で利用しているものも検討の対象になっているわけですが、そういう観点から今の資料館、美術館を現状のまま維持していく、今後のことをどうするというの検討はどの程度なされた上でのことなのか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 美術館、資料館につきましては、年間300人ということで、温泉施設ですと1,000人単位とかといった形で、それに比較すると利用率は低いというような形も見えるかと思っておりますけれども、銀河ホールもありまして、駅前の銀河ホールから美術館、資料館、あと駅から貯砂ダムにかけて、あの辺は観光の周遊コースにもなっておりますので、さほど多いとは言えないのですが、コンスタントに観光客が訪れる場所でもあります。

今年度ふるさと振興課のほうで進めておりますかわまちづくり事業という計画がありますけれども、今年度認定を受ける形で、今構想案を作成しているところと聞いておりますけれども、資料館、美術館の裏側の部分についても、その構想の中で公園のような形で活用していくという案が出ておりますので、そういった中で資料館、美術館についても相乗効果で利用率も上が



っていくという部分を見込んでの今回改修の予算要求としております。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 様々観光施設としての相乗効果云々ということなのですが、例年の利用状況、あるいは管理費の状況から見れば、全く今の状況のままで両方の施設を維持するというのは極めて無理があるというような感じがするのですが、様々な観光面の施設というのは、それぞれの価値観の違い、確かにあるかと思うのですが、年間の利用客、これから相乗効果で伸びるとはいいですが、そういう予測はちょっとどうかなという思いがするのですが、今言ったように毎年の維持費、観光客の入り込み数、それを現状のままでそのまま、かなりの金額ですが、修理費、維持費をかけてやるというところは、ちょっと見方とすれば甘いのではないかと思うのですが、その辺り具体的に内部で今後の在り方等を検討しておりますか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 検討につきましては、内部のほうで今銀河ホールの在り方のほうも検討していくという方向もありますので、そういった部分でも一体とした地域としての活用の部分も全体で考えていかなければいけないことだと思っておりますので、内部のほうでは検討させていただいております。

議長 深澤重勝君。

7番 ちょっとくどいようですが、年間の利用収入は、去年美術館が3万5,000円、民俗資料館が3万5,000円で、川村デッサン館は2万9,000円という実績になっております。それで、年間の維持管理費が大体七、八十万円ぐらいにたしかになっていたと思うのですが、その乖離があまりにも大きいという感じですし、それから先ほど聞いたのですが、トイレの改修も平成18年に下水に接続しておいて、今のこの時代に中のほうをやっていないということは、それだけの

重要性はもともと感じていなかったのではないかと、いうふうにも感じるのですが、その辺あたりはどうですか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 議員さんがおっしゃるとおり、費用対効果という部分では低いという部分もあるかもしれませんが、それだけでは一概にはかれないものもあるのではないかなと考えております。資料館については、地域の生活の文化とか歴史を知る上での貴重な資料を保存とcaしておく部分でも重要な施設でありますので、一概に人数と利用料だけではかれないものではないかと考えております。ただ、利用料については、今回改修もあります。全体の経費を見たときに、資料館とかについてはずっと料金改定されてきておりませんでしたので、そういった部分も併せて見直しも図っていきたいとは考えております。

トイレ等の改修がその当時行われなかったというのは、需要が低かったのではないかと、いうことは、当時のことはちょっと推測できませんけれども、今後施設を維持するために衛生環境の部分については改修していきたいと、コロナ対策についても今は予防対策を徹底することが優先されると思っておりますので、その部分で改修が必要と考えております。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 これは予算関連といいますが、こういうのははばかりもちょっとあるのですが、先ほど同僚議員も、ほかの施設もあって、これを優先する根拠というのを聞いておったのですが、管理者が全然違う、そのことは重々承知なのですが、例えば深澤晟雄資料館、町のものでなくて、任意団体がやっているわけですが、年間何千人も来る施設です。それに町として年間の補助金を40万円減額して30万円です。たかがと言えば変ですが、300人やそこら来るのに、毎年これだけの金額をやっている、観光施設云

々というのは比較すること自体変だと言え言われるかもしれませんが、感情的なもの、そういう施設に対する町の基本的な考え方というのは、かなり大きなずれがあるというふうに感ずるのですけれども、その辺あたりも含めての見解をお願いしたいのですが。

議長 細井町長。

町長 今深澤議員さんのほうから、観光施設の活用についての疑問点についての意見だったというふうに思います。確かに今まであった施設でも、観光施設としての有効活用がしてこられなかったと、これも反省点としては行政の中の担当課の違い、教育委員会とか観光課と、そういう違いもあって、やっぱり思うような有効活用が図られてこなかったという反省点はあります。

それから、今ご指摘のあります修理する駅前の施設については、そういう反省に立って、今回周辺地域、エリアを活性化していこうということで、国土交通省のかわまち事業等に手を挙げて、採択されるべく今いろいろな作業中がありますので、改めて画期的に、今後有効活用していくようなアクションも起こしておりますので、今後の可能性を検討したいというふうに思いますし、そのためにも必要な施設として最低限のトイレの改修、平成18年にただ下水につないただけで何もしなかった理由はちょっと分かりませんが、やっぱりそこまで踏み込んで活用という、地域での、エリアでの活用ということを検討していかなければならないというふうに思います。

それから、深澤晟雄資料館、そのほかにもいろいろな観光施設としていろんな施設があるかもしれませんが、その辺の連携した有効活用、町内全体を回遊していただくための有効活用として、これまでどう手を下されてきたかということは、再検討の必要はあるだろうと認識しております。

議長 刈田敏君。

1番 12ページのテレワークシステムというのは、具体的にはどういうシステムで、どういう作業をやっていくつもりなのかということと、あと14ページのキャッシュレス化事業ということも具体的に、例えばどういうイメージ、どういう感じになるのかというのをお願いします。

あと、14ページの地域づくり交付金、これは大体何を想定しているというのか、その辺をお伺いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 12ページの行政情報化推進事業のテレワークシステム導入業務委託料の件について、私のほうからお答えいたします。

これについてですけれども、職場における感染対策の徹底を図るため、在宅勤務、テレワークと言われてはいますが、テレワーク、時差出勤等、人との接触を低減する取組が地方自治体にも求められていることから、今回テレワークシステムを導入しようとするものであります。

このテレワークシステムを導入、活用することにより、職場内における感染拡大の未然防止を図るとともに、感染が疑われる職員や感染者の濃厚接触者となった職員などについては、自宅待機を命ずることとなりますが、自宅においても役場事務室と同様の業務ができる環境を整備するものであります。これにより、自宅待機となった職員においても、業務の遅延防止等を図れるものと考えております。

以上です。

議長 税務課長。

税務課長 それでは、14ページの町税等納付キャッシュレス化事業について、イメージということでお答えしたいと思います。

昨日の一般質問でお答えもしておりますが、町税等の納付方法について、まずはスマートフォンから納付できるスマホ決済、それから全国のコンビニエンスストアから納付できるコンビニ収納といったものができるようにしたいと考

えております。郵便局専用の用紙を使わなくても、郵便局でもその納付書ですぐ納付できるような仕組みづくりと考えております。これについては、新しい生活様式、キャッシュレス化事業に取り組むものでございます。

あと、イメージとしましては、コンビニ決済については大体イメージがつくかと思えます。スマホ決済については、各自お持ちの自分のスマートフォンから、納付書に印字されているバーコードを読み取って、それをスマホで読み取って決済するものがございます。それは、夜中でも、朝でもできるというようなことになってございます。

あと、今回の金額については、それに係るシステム改修費となってございますし、あとは収納代行をする際の業務委託料となっております。

以上です。

議長　ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長　14ページの感染症に強い地域づくり交付金事業についてでございますけれども、趣旨といたしましては全国的に拡大する新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地域における活動も制限が必要となっていることを受けまして、コロナ禍における地域活動を支援するために、感染症対策等に係る地域活動の経費をまず支援したいというものでございまして、29の行政区ありますけれども、自治活動交付金と同じような形で交付させていただきたいというもので、まず1地区20万円ということで予算を見ております。

対象経費といたしましては、新型コロナウイルスによる感染症拡大防止など、社会変化の対応に向けた地域運営の協議に必要となる経費や感染症を防止するための物品、あと施設整備など、社会実装に要する経費ということで考えておりまして、まず地域のほうで相談いただいて、感染症対策に必要だと思われるものに使っていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長　刈田敏君。

1番　このテレワークとなると、要するに物品としてはシステムをやるといっても、パソコンで対応するのだと思うのですけれども、そのパソコンは自分持ちみたいな感じになるのか。もしあれだとすれば、そういうのが入っているパソコンというか、それを何台か買うのか、その辺。そして、数、大体想定しているのは何人ぐらいというか、あれなのですけれども、役場職員全員というわけでもないのでしょうか、その辺をお答え願いたいと思います。

あと、スマホ決済ですけれども、要するにシステム的に税金をもらう分の決済をこのシステムがやってくれるということだと思うのですけれども、それは分かるのですけれども、まず1つ、スマホを持ってなければならないということと、高齢化率51%で、岩手県一のこの中で利用というのはどこらまで想定しているのか。一番弱い高齢者がスマホで果たしてそういうことをできるのかというあたりなのですけれども、その考え方、今回こういう予算を入れたという、その辺をお伺いいたします。

いずれ交付金は各20万円ということで、まずいいのと悪いのもあると思うのですが、有効な使い方してもらえればと思います。

議長　総務課長。

総務課長　テレワークシステムの関係ですけれども、事業費の内容としましては20人分、20人がテレワークできるシステムと機器の購入と、あとは実際に使う場合には通信費がかかりますし、あとシステムの導入一時経費というふうな形になりますので、今回は20人分が使用できる機器の購入、システムの購入が中心となります。これについては、5年間の保守料を含む形になっております。

以上です。

議長　税務課長。

税務課長　それでは、スマホ決済の件についてお

答えたいと思います。

確かに議員さんおっしゃるとおり、スマホを持っていないことには始まらないというのが始まりですけれども、高齢者の方は特にも持っていないもなかなかスマホ決済にたどり着くまで大変かと思われま。これからは、国でもスマホ決済、キャッシュレス化事業というものに取り組んでいる背景には、やはり若者が納税する際に、どこでもいつでも気軽にというところまでうたっていると私は考えております。当然お金に触らないという部分もあるのですが、これからの時代の流れの中で、まずは若い人たちにも納税意識といいますか、納付する環境を整えてあげることが狙いなのかなと思っていますし、やはり納付者の利便性、これを高めていくことが今問われているのかなということで、今回予算化したものでございます。

議長 刈田敏君。

1番 これに関しては、納税というか、例えば教育委員会のほうの公金、いわゆる奨学金とか、そういうのに関しては対応できるのか、その辺をお尋ねいたします。

議長 税務課長。

税務課長 今私税金のを中心にお話ししました。それ以外に、税金のほかに料とつくもの、例えば水道料金だとか住宅料金、それから告知端末利用料、そういった料金、そういったものを全て合わせますと、税金含め13の税、料があります。そういう中身を今各課から情報を集めながら、あまり小さい単位ですと、スマホ決済とかコンビニ収納まではいかない料も科目もありますけれども、今各課から上げてもらった部分で、これから検討して取り組むものと取り込まないものすみ分けをしていきたいなというふうに考えています。

議長 刈田敏君。

1番 そうであれば、なおさら奨学金等、振込するとかなりの料金になりますから、学生はこういうのは大変利用しやすいのかなと思うので

すけれども、学生が払うというか、親もですけれども、そういう点でやはりその辺は十分検討していただければと思いますし、これから検討というものは、その辺十分にいろんな意見を聞きながら進めていただければと思います。

終わります。

議長 早川久衛君。

9番 20ページ、下のほうに持続化給付金の拡大をするということがちらっと説明であったわけなのですが、その内容をお知らせください。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 持続化給付金につきましては、5月の臨時議会においてまずお願いをして、7月臨時議会においても増額をさせていただいたところでございます。今回3回目になりますけれども、7月の臨時議会においては給付金20万円を60万円に、30万円を90万円にするということで増額をさせていただいたと。

今回につきましては、そもそも5月に補正予算案として提案させていただいたときというバックデータといったものが商工会さんでいただいたアンケート調査の結果でございました。これは、4月、5月にかけて行ったアンケート結果だったわけですが、町内経済センサス339事業者のうち、回答数も実際あるわけですが、それに対して30%以上の減収があるというふうに答えた事業者の割合は3割程度でございました。現在申請を受け付け、先ほどの一般質問の中でもちょっとお答えさせていただいておりましたけれども、給付を実際に行っております中では、当初は宿泊、飲食業の方々が非常に苦しい状況だろうというふうな判断の中での割合でございましたけれども、現在のところは一段落といいましょうか、申請は落ちてきておまして、そうではなくて今度は製造業であるとか、建設業であるとか、他業種の方々の申請が増えてきております。コロナの状況が非常に長引いていることから、こういったことに

なっているのだろうというふうに思いまして、改めて当課においてその積算額を検討させていただきましても、3割程度であったものを4割程度まで上げるということで、今回1,600万円を超える補正予算を計上させていただいたということでございます。

議長 早川久衛君。

9番 持続化給付金給付事業の1,600万円の使い道は、商工会にまた委託か何かするような格好になるのですか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 西和賀町版の持続化給付金の事業につきましては、国の持続化給付金と同じような書類申請の中で、既に町が直接受けておまして、外部に委託するようなものではなくて、全て町に申請をしていただいて、商工会のほうには国の持続化給付金のお手伝いをさせていただいている方が改めて設置させていただいておりますので、それが終わりましたら町のほうに来ていただいてやっていただくという流れでやってきておりました。なので、今回の補正に関しましても、直接町のほうに申請をしていただければというふうに考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 今の持続化給付金に関してが1つなのですけれども、これは先ほど説明があったように、国の手が差し伸べられていて、行き届かないところに支援するのだという趣旨であったと思います。当然商工会の話もあったのですけれども、やはりなかなか商工会以外の方々に浸透していない部分もあるのかなんていう印象が少しございます。その周知、申請をどうやって受けるのかとか、そのような部分、考えがあればお聞きしたいと思います。

あと、13ページの町民バス購入事業なのですが、こちら新規に2台購入ということでございます。これは、前のバスは廃棄ということになるのかなと思いますけれども、それでコロナ対策をするものだという事なのですか

ども、これは何人ぐらい利用できるものなのかお聞きしたいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 持続化給付金につきましては、おっしゃるとおりでございます。商工会の会員につきましては、全体の7割程度というふうに聞いておりますので、町といたしましては広報紙を利用していただいて、皆さんに告知をさせていただいております。ただ、経済対策いっばいございまして、県もありますし、国もありますし、非常にご理解が難しいのかなという思いも確かにありますので、継続して町のほうでもしっかり伝えられるように考えていきたいというふうに考えております。

議長 企画課長。

企画課長 私からは、町民バスについてお答えしたいと思います。

町民バスですが、説明の際にもお話ししましたが、新たに2台購入したいというふうに考えてございます。コロナウイルスの影響も考えまして、座席の間隔を若干広めに取りまして、空気清浄機を設置した車両を考えてございます。車両、若干広め取るものですから、今までは29人乗りでしたが、25人乗りということで、若干少くはなります。コロナ対策もそうなのですが、4輪駆動車にして、安全性をちょっと高めたいというふうには考えてございます。

あと、現在使っている車両ですが、もしバスで感染が出た場合、急にバスを消毒しなければならないというような事態が発生してまいります。そういった場合の対応として、1台はまず予備車両として置きたいというふうに考えてございます。もう一台、ちょっと沢内方面のバスは距離数も走っていきまして、整備もかかっているというので、その辺は今後検討していきたいというように、処分も含めた中での検討をしていきたいというふうに考えてございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 どうしてもそういう対策を取っているということで、4人ではありますけれども、減るということでございます。利用者が乗れないなんていう状況というものは心配ないのかどうか、そのようなことのないようにしていただかないといけないと思っておりますけれども、その辺の心配ないのかどうかお聞きしておきます。

それと、商工会さんのほうでも持続化給付金については今回直接的ではないのかもしれませんが、大きな支援になっているのかなと思いますので、ぜひそのような周知とかに関しましては、商工会さんとかも忙しいでしょうけれども、何とかご協力をいただくような方法で浸透させていただいたらどうかなと思っております。その辺のお考えをお聞きしておきます。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 商工会とは、しっかり連携を取っております。毎月会員宛ての湯夢メールなんかも、そういった事業については載せていただいておりますし、国の持続化給付金の申請についても、商工会のほうにいらっしゃっていただければ、そこでいろいろなサポートをしながら、また町のほうにもいただける旨の説明もしていただいておりますので、そこら辺はしっかり連携を取りながら、改めて続けていきたいというふうに思っております。

議長 企画課長。

企画課長 町民バスの利用の状況、乗れないようなことが起きないかなというご心配でございますけれども、利用状況を見ても、確かに多いときは20人を超える場合もありますが、平均で見ますと11人ぐらいというのが平均でございますので、多いほう、沢内便は特に多いのですけれども、11人強でございますので、まず対応は大丈夫だなというふうに見ております。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第5号 令和2年度西和賀町一般会計補正予算(第6号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、3時5分まで休憩いたします。

午後 2時55分 休 憩

午後 3時05分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて、日程第8、議案第6号 令和2年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第6号 令和2年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ402万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,632万1,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について、歳出から説明いたします。7ページを御覧ください。

1款1項総務管理費103万5,000円と2項徴税費245万6,000円の増額は、人事異動等に伴い、人件費を調整するものです。

2款1項3目一般被保険者療養費43万円の増

額は、一般被保険者療養費に今後不足が見込まれるため、増額するものです。

8款1項2目県支出金過年度返還金10万3,000円の増額は、令和元年度決算に伴い、特定健康診査等負担金の返還金を計上するものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧ください。5款1項1目一般会計繰入金349万1,000円は、歳出で説明しました総務費の人件費の財源となるものです。

5款2項1目基金繰入金43万円は、歳出で説明しました一般被保険者療養費の財源となるものです。

6款1項1目繰越金10万3,000円は、歳出で説明しました県支出金過年度返還金の財源となるものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第6号 令和2年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第9、議案第7号 令和2年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算(第

1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第7号 令和2年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,112万3,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について、歳出から説明いたします。7ページを御覧ください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金9万4,000円は、令和元年度決算に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の確定により、保険料負担金を増額するものです。

また、3款2項1目他会計繰出金についても令和元年度決算の精算に伴い、一般会計繰入金の超過受入れ分2万円を一般会計に繰り出すものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧ください。4款1項1目繰越金については、令和元年度決算の確定に伴い11万4,000円を増額するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第7号 令和2年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第10、議案第8号 令和2年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第8号 令和2年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,049万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億593万3,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、保険事業勘定における補正予算の内容について、歳出から説明いたします。

8ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費、委託料152万6,000円の増額は、令和3年度介護保険法改正に係る介護保険システムの改修業務に係る経費になります。

1款2項1目賦課徴収費、通信運搬費6万1,000円の増額は、全被保険者に対し、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免のチラシを納入通知書に同封したことに伴う郵便料不足分の経費になります。

1款3項2目認定調査等費、費用弁償4万5,000円の増額は、会計年度任用職員の費用弁償の不足分の経費になります。

2款6項3目特定入所者介護予防サービス費8万円の増額は、特定入所者介護予防サービス費に今後不足が見込まれるため、増額するものです。

3款3項1目在宅医療・介護連携推進事業費24万5,000円の減額は、例年開催をしております西和賀町医療介護福祉研究発表会について、各事業所から選出された委員の方々と検討した結果、今年度の開催を見合わせるとの結論が出たことに伴い、報償費、需用費等の発表会開催経費を減額するものです。

9ページを御覧ください。5款1項1目介護給付費準備基金積立金1,901万8,000円の増額は、令和元年度決算を受けて、今後の介護給付費に対応するため基金積立てをするものです。

7款1項2目償還金655万3,000円の増額は、令和元年度の介護給付費等の確定に伴う超過受入れ分の返還金であり、国、県及び支払基金へ返還するものです。

7款2項1目一般会計繰入金345万6,000円についても令和元年度の事業確定に伴い、一般会計繰入金超過受入れ分を一般会計に繰り出すものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧ください。3款1項国庫負担金1万2,000円、3款2項国庫補助金36万4,000円、4款1項支払基金交付金277万2,000円、5款1項県負担金1万4,000円、5款2項県補助金4万7,000円の減、7ページの7款繰入金2,067万円、8款繰入金670万9,000円は、歳出補正に伴い、それぞれ補正額を見込むものです。



以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第8号 令和2年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第11、議案第9号 令和2年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第9号 令和2年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ524万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,068万4,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について、歳出から説明いたします。7ページを御覧ください。

1款2項1目公共下水道施設管理費については、湯田分の修繕料として湯田浄化センターの沈殿池の水面の浮遊物を回収するためのスカムポンプの修繕を行うため153万5,000円を増額するものです。また、工事請負費として湯本地区に新築予定の若者住宅の公共ます設置工事費181万9,000円を増額するものです。

同じく沢内分については、マンホールポンプの更新修繕等を行うために188万7,000円を増額するものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧ください。6款1項1目一般会計繰入金33万円、7款1項1目繰越金491万1,000円をそれぞれ増額し、今回の補正予算の財源に充当しようとするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第9号 令和2年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第12、議案第10号 令和2年度西和賀町農業集落排水事業特別会計補正予算

(第1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第10号 令和2年度西和賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ285万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,556万9,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について、歳出から説明いたします。7ページを御覧ください。

1款2項1目施設管理費、修繕料については北川舟浄化センターに3基設置してある汚泥引き抜きポンプのうち、1基が経年劣化により使用できない状況にあることから、汚泥引き抜きポンプ修繕285万8,000円を増額するものです。

次に、歳入ですが、6ページを御覧ください。3款1項1目一般会計繰入金89万8,000円、4款1項1目繰越金196万円をそれぞれ増額し、今回の補正予算の財源に充当しようとするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第10号 令和2年度西和賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第13、議案第11号 令和2年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第11号 令和2年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ313万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,200万3,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について、歳出から説明いたします。7ページを御覧ください。

1款1項1目温泉施設管理費、10節需用費、修繕料128万2,000円は、沢内バーデン浴室にあるサウナ室の温度低下について調査を行ったところ、貯湯槽からの給湯量にばらつきがあることが判明したことから、現在使用していない貯湯槽を活用できるよう改修、修繕を行い、給湯量の安定を図るものです。12節委託料、西和賀町健康管理センター丑の湯用地分筆登記業務委託料91万円は、公売に付している同施設の用地について、施設用地が駐車場と1筆となっており、売却が決定した折には施設部分のみの分筆登記を行うことが必要なことから、予算計上す

るものです。また、14節、温泉会館ほっとゆだ手洗い器湯自動水栓交換工事94万3,000円は、新型コロナウイルス感染症予防対策として非接触型の手洗い器等に更新するものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧ください。3款1項1目一般会計繰入金95万6,000円、4款1項1目繰越金217万9,000円をそれぞれ増額し、今回の補正事業の財源に充当しようとするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第11号 令和2年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第14、議案第12号 令和2年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第12号 令和2年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げ

ます。

今回の補正予算の主な内容は、医業費用について、7月1日付で正規任用した職員に係る給与費の補正と新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金に係る特別損失の合わせて748万円を増額し、収益的支出の総額を10億2,149万9,000円とし、収益的収入では一般会計からの補助金を増額するほか、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金に係る特別利益として475万円を計上するものです。

また、資本的収支におきましては、PHR導入実証事業に伴う医療機器等の整備と感染症対策として一部病室に簡易陰圧装置を設置する施設整備費の補正で、収入支出それぞれ1,447万8,000円を増額するものです。

詳細については、病院事務長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 病院事務長。

病院事務長 それでは、補正予算の詳細について説明いたします。

予算書1ページを御覧ください。第1条では、令和2年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるとし、第3条において収益的収入及び支出の予定額の補正を行っておりますし、第4条においては資本的収入及び支出の予定額の補正を行っております。

第5条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である給与費の補正に伴う改正、第6条は他会計補助金の改正でございます。

続いて、収益的収入及び支出予算の実施計画について説明いたします。10ページをお開きください。収益的支出予算について説明いたします。1款1項1目給与費の補正については、会計年度任用職員として任用を行っていた看護師と臨床検査技師を7月1日から正規任用したことによる増減を整理したことなどによるもので

ございます。

また、11ページの3項特別損失であります。今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、厚生労働省が新たに創設した感染症対応従事者慰労金交付事業に係る医療従事者や職員への現金給付を行うものでございます。給付対象者は、対象期間内に10日間以上さわうち病院に勤務した全ての職種、全ての業務従事者に一律5万円が支給されることになっております。今回は95人分、475万円の支給を見込んでおります。

なお、この財源は新型コロナウイルス緊急包括支援交付金として全額国費で賄われることになっており、補正予算書9ページの特別利益に予算計上を行っているものでございます。

次に、資本的収支予算の補正について説明いたします。5ページを御覧ください。支出から申し上げます。1項建設改良費、1目設備費に1,075万8,000円の増額をお願いするものでございますが、これは先ほどの一般会計の補正予算でもご審議いただいたPHR導入実証事業に伴うもので、病院事業会計では電子カルテシステムや健康管理システムとのデータ連携構築費用を見込んでおります。

また、3目施設整備費の372万円の補正でございますが、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、一部の病室に簡易陰圧装置を設置し、新型コロナに限らず、感染症が疑われるような患者に対応できる入院環境を整備しようとするものでございます。

なお、先ほどのPHR導入実証事業に係る財源につきましても、その全額を県補助金として4ページの収入に計上しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第12号 令和2年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第15、議案第13号 令和2年度西和賀町水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細井町長。

町長 ただいま上程になりました議案第13号 令和2年度西和賀町水道事業会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条では、令和2年度西和賀町水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによらし、第2条では収益的収入及び支出の予定額の補正を定めており、収入においては水道事業収益について既決予定額1億9,878万8,000円に335万8,000円を増額し、収入の総額を2億214万6,000円にしようとするものです。支出については、水道事業費用について既決予定額4億1,392万円に613万3,000円を増額し、支出の総額を4億2,005万3,000円にしようとするものです。

第3条では、収益的収支予算に係る一般会計からの補助金の額について、その額を1,503万7,000円から1,839万5,000円に改めるものです。

それでは、補正予算の内容について、歳出から説明いたします。5ページを御覧ください。

収益的支出についてですが、1款1項1目原水及び浄水費、消耗品費についてはろ過砂の洗浄に使用する1トン用のフレコンバッグ購入のため6万9,000円、修繕料については中部浄水場の水位計修繕99万円、同浄水場の送水ポンプ修繕171万6,000円、合計270万6,000円を増額するものです。

1款1項3目総係費、委託料については新型コロナウイルスに対する新しい生活様式が実施されているため、上下水道料金の支払いの際にコンビニ収納やキャッシュレス決済を利用できるように料金システムを改修するため335万8,000円を増額するものです。

収益的収入については、1款2項2目他会計補助金について、一般会計補助金として335万8,000円を増額し、今回の補正予算の財源に充当しようとするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第13号 令和2年度西和賀町水道事業会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

ここで、明日から始まる決算審査特別委員会

の審査の方法について、決算審査特別委員会の委員長より、町民の皆様には周知してほしい旨の依頼がありましたので、お知らせしたいと思います。

今年度の審査も昨年度と同様に課ごとにあらかじめ審査時間を設定し、審査を行うことにしております。したがって、各課とも審査が始まる前に担当課長より所管する事業が決算書の何ページのどこの科目にあるのか簡単に説明していただき、それら事業の財源等について説明が必要な場合は、そのことも併せて説明していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

なお、具体的な審査方法については、各課で用意していただく担当課ごとの決算書により審査を行います。説明が長時間に及ぶ場合は、あらかじめ資料を提出していただいても結構です。

また、決算審査特別委員会における答弁については、原則担当課長にさせていただくこととなりますが、担当課長が特に必要と思われる場合は、課長代理まで答弁できることとします。

なお、本会議同様決算審査も告知端末放送を行いますので、お知らせします。

以上、このたびの決算審査特別委員会の審査方法について町民の皆様にもお知らせいたしましたが、委員の皆様には会期日程に従って会期内に審査を終了するよう特に望んでおきます。

これをもって本日は散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 3時41分 散 会